

第2期柏原市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

柏原市の実現を目指して～

令和6年3月

柏原市

目次

はじめに	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の数値目標	3
6 自殺と自死	3
第2章 自殺の現状	4
第3章 計画の目標と方針	9
1 数値目標	9
2 基本方針	9
第4章 これまでの取組と評価・今後の取組	11
1 基本施策の取組と評価・今後の取組	11
(1) 地域におけるネットワークの強化	11
(2) 自殺対策を支える人材の育成	11
(3) 住民への啓発と周知	12
(4) 生きることの促進要因への支援	12
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	13
2 重点施策の取組と評価・今後の取組	13
(1) 無職者・失業者・生活困窮者の自殺対策	13
(2) 高齢者の自殺対策	14
(3) 子ども・若者の自殺対策	14
(4) 女性の自殺対策	15
第5章 いのち支える自殺対策における具体的な取組	16
第6章 自殺対策の推進体制等	33
第7章 参考資料	34
1 計画における取組（事業）と評価	34
2 柏原市自殺対策計画策定委員会規則	46
3 柏原市自殺対策計画策定委員会名簿	48
4 策定経過	49
5 相談窓口一覧	50

はじめに

「自殺の多くは追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題である」との認識の下、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、これまでゲートキーパーによる自殺リスクの早期発見、早期対応の推進、相談体制の確保など、様々な要因や世代に対応した施策を通じて、社会全体で総合的な自殺対策に取り組んでまいりました。

その結果、柏原市内の自殺者数は少し多い年はあるものの減少傾向が続きましたが、依然として大切な命を落としてる人がいる事態は続いております。

自殺には、経済・生活問題、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独などの様々な要因が複合的に連鎖しているとされており、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、これらの自殺につながりかねない様々な問題が深刻化していることから社会全体で自殺リスクを低下させることが求められております。

令和4年に策定された国の新たな「自殺総合対策大綱」では、女性に対する支援の強化を新たに重点施策に位置付けるとともに、こども・若者や孤独・孤立対策など関連諸施策との連携の強化等を掲げております。

このたび策定した「第2期柏原市自殺対策計画」では、第1期計画に引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念とし、5つの基本施策と4つの重点施策を掲げ、自殺対策の総合的かつ計画的な推進を図っていくこととしております。

本計画の推進により、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様や自殺対策に取り組まれている団体の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり貴重なご意見、ご指摘をいただきました柏原市自殺対策計画策定委員会の委員の皆様、また、様々な方面からご協力いただきました関係団体の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年(2024)年3月

柏原市長 富宅 正浩



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和 2 年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては 11 年ぶりに前年を上回りました。令和 4 年には男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺による死亡率)は、依然として、G7 諸国のなかで最も高く、自殺者数も毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態はまだまだ続いていると言わざるを得ません。

2 計画策定の目的

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年目の節目に当たる平成 28 年、自殺対策基本法が改正されました。自殺の多くは追い込まれた末の死であり、自殺対策はさまざまな問題を抱えて死に追い込まれようとしている人を支援することであり、関係機関・団体への連携、協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策を推進する必要がある、市が取り組むべき施策を平成 31 年 3 月に柏原市自殺対策計画として策定しました。

本計画は、令和 4 年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱(新たな自殺総合対策大綱)及び地域の実情を踏まえ、「生きることの包括的な支援」の理念を明記し、『第 2 期柏原市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない柏原市の実現を目指して～』として見直しました。

3 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して策定するものです。

4 計画の期間

自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すとしていることから、本計画の期間は、令和6年度から令和10年度とします。

5 計画の数値目標

自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、我が国の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であること、また当面の目標として国は「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」としていることについて認識を共有し、市として「令和10年までに自殺死亡率8.0を目指す」とします（第3章 1 数値目標参照）。

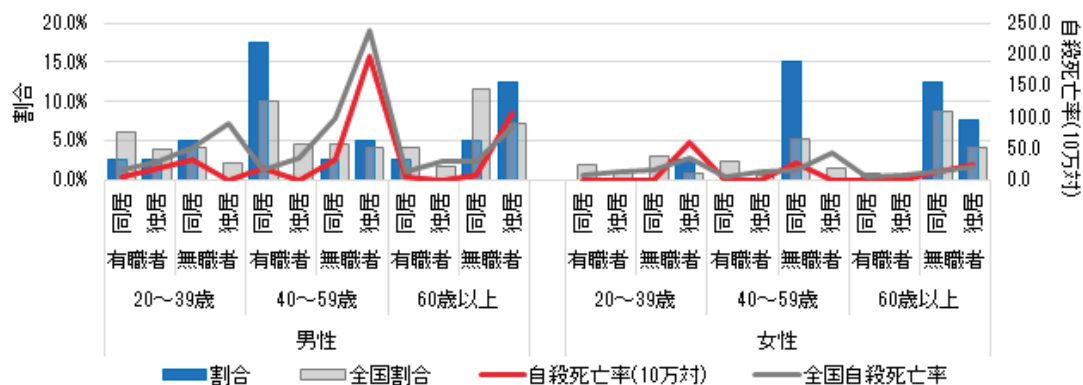
6 自殺と自死

自殺という言葉は、ネガティブなイメージが強く、遺族などの当事者がつらい思いをするため、自死という言葉に置き換えてはどうかという議論があります。しかし、一方でイメージを和らげることは、予防の観点から考えると良くないのではないかという意見もあります。言葉には立場の違いから色々な見方があり、総合的に考えることが求められます。本計画では、遺族の方々の心情をおもんばかりつつ、自殺予防、自殺対策の観点から自殺という言葉を用いています。

第2章 自殺の現状

○柏原市の自殺の概要(自殺日・住居地、2017～2021年合計)

地域自殺実態プロフィール(2022)



柏原市居住者の2017年から2021年の自殺者の合計です。折れ線グラフの形から全国の傾向とほぼ同様で、40～59歳の独居で無職者男性の自殺死亡率が高いです。

20～39歳の独居で無職者男性、20～39歳の有職者女性、60歳以上の有職者女性の割合は全国に比べて低いが、40～59歳の同居で有職者男性や60歳以上の同居で無職者男性、40～59歳の同居で無職女性、60歳以上の無職女性の方の割合が全国より高くなっています。

○全般的な状況

地域自殺実態プロフィール(2022)

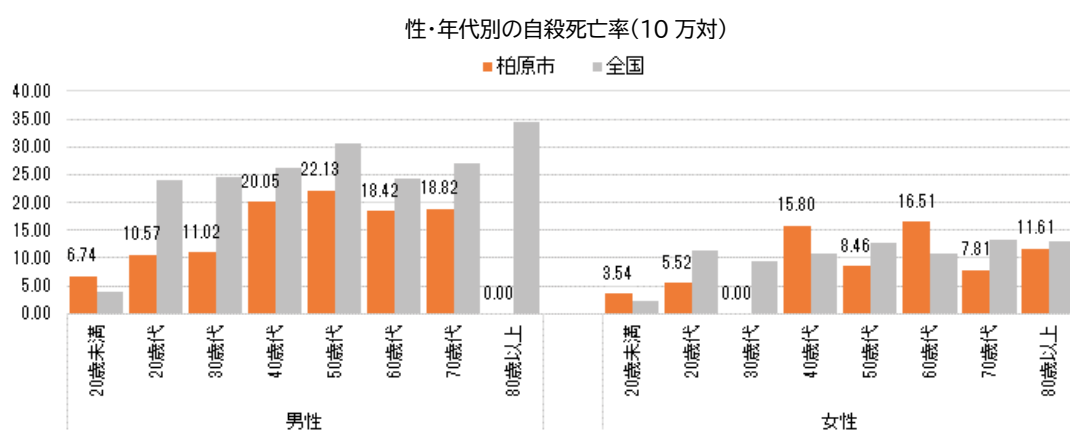
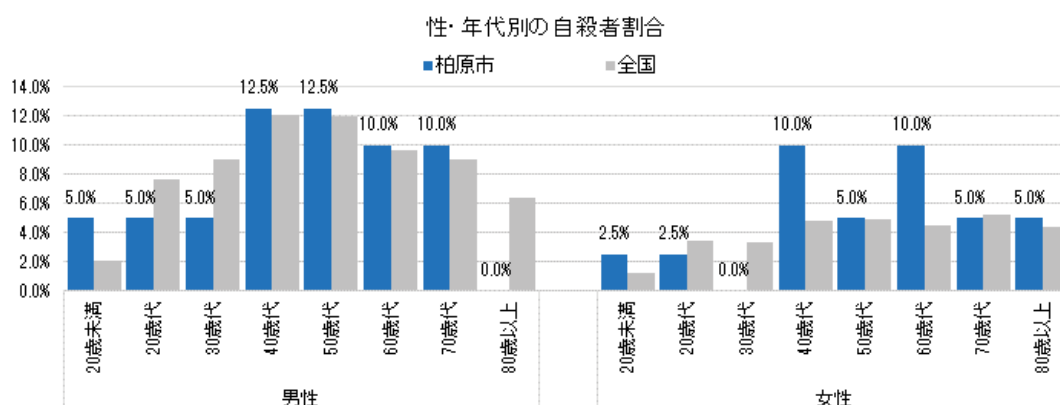
	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	合計	平均
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺者数	10	7	6	10	7	40	8.0
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺死亡率	14.1	10.0	8.6	14.5	10.3	-	11.5
人口動態統計 自殺者数	9	7	10	10	7	43	8.6
柏原市の人口(12月末時点)	70,698	70,118	69,529	68,874	68,320	347,539	69507.8

表中、自殺統計は警察庁生活安全局発表の自殺の概要資料、人口動態統計は厚生労働省大臣官房統計情報部の資料です。それぞれの自殺者数は増減の傾向はほぼ同じものの数値に差異が見られます。これは、自殺統計が外国人を含み、発見地を基に死亡時点で計上していることなどが挙げられます。

自殺者数は、おおむね10人弱で推移しており、目立って増加、減少といった傾向はみられません。

○性・年代別(2017～2021年平均)(自殺日・住居地)

地域自殺実態プロフィール(2022)



自殺死亡率を見ると、20～30歳代と80歳以上の男性、30歳代女性が全国割合に比べ、特に低いです。男性は20歳未満を除く世代で全国割合よりも低くなっています。しかし、女性の40歳代と60歳代は全国割合よりもやや高くなっています。

○有職者の自殺の内訳(自殺日・住居地、2017～2021 合計)

(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

地域自殺実態プロフィール(2022)

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	8.3%	17.5%
被雇用者・勤め人	11	91.7%	82.5%
合計	12	100%	100%

自営業・家族従事者と被雇用者・勤め人の人口比率が 1:9 であることを考慮しても、自営業・家族従事者に比べ、被雇用者・勤め人の自殺者数がかなり多くなっています。柏原市割合と全国割合を比較すると、被雇用者・勤め人が占める割合が高くなっています。

○60 歳以上の自殺の内訳(自殺日・住居地、2017～2021 合計)

地域自殺実態プロフィール(2022)

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	1	3	6.3%	18.8%	14.0%	10.4%
	70 歳代	2	2	12.5%	12.5%	15.0%	8.0%
	80 歳以上	0	0	0.0%	0.0%	11.5%	5.0%
女性	60 歳代	4	0	25.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70 歳代	1	1	6.3%	6.3%	9.1%	4.3%
	80 歳以上	0	2	0.0%	12.5%	6.9%	4.3%
合計		16		100%		100%	

男性では 60 歳代、70 歳代で同居人なしの方、女性では 60 歳代同居人ありの方、70 歳以上は同居人なしの方が全国割合に比べて高くなっています。

○発見地と住居地での差異

自殺者数の推移

地域自殺実態プロフィール(2022)

	2017	2018	2019	2020	2021	合計	集計	
	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)		(発見地/住居地)	
発見地	11	10	6	9	7	43	比	108%
住居地	10	7	6	10	7	40	差	+3

年代別自殺者数

地域自殺実態プロフィール(2022)

2017～ 2021年 合計	20歳 未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳 以上	不詳	合計
発見地	1	2	3	9	9	8	9	2	0	43
住居地	3	3	2	9	7	8	6	2	0	40

柏原市在住であるかどうかに関わらず柏原市内での自殺者数(発見地)と、柏原市民の自殺者数(住居地)の比較です。柏原市では、顕著な差異は見受けられません。

○主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・住居地、2017～2021 合計))

地域自殺実態プロフィール(2022)

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	7	17.5%	19.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性40～59歳無職同居	6	15.0%	27.8	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
3位:男性60歳以上無職独居	5	12.5%	106.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:女性60歳以上無職同居	5	12.5%	12.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職独居	3	7.5%	22.8	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

*自殺死亡率の母数(人口)は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を元にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したものです。

**「背景にある主な自殺の危機経路」はライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したものです。

自殺対策強化月間啓発活動(令和4年度)



ゲートキーパー養成講座の様子



第3章 計画の目標と方針

1 数値目標

自殺総合対策大綱において、国は当面の目標として自殺死亡率を先進諸国水準まで減少させることを目指し、令和8年までに平成27年の自殺死亡率から比較して30%減少させるとしています。平成27年の国の自殺死亡率が18.5であり、それを30%減少させると13.0となります。

柏原市においては、平成28年の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)が18.2であり、国の目標値を踏まえ、前計画期間内に自殺死亡率13.0を目指していました。平成29年から令和3年の全般的な状況と自殺死亡率の推移から、平均して自殺死亡率11.5に低下しており、令和3年は10.3でした。これは全国16.8、大阪府15.6と比べても低い値であり、第1期計画の目標を達成しています。しかしながら、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、更なる自殺者数の減少を目標とし、自殺総合対策大綱の数値目標を参考に令和10年の自殺死亡率8.0以下を目指します。

2 基本方針

◇生きることの包括的な支援として推進する

自殺対策は「生きることの阻害要因(失業や多重債務、生活苦等)」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因(自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等)」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組をもって、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共有の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策の意義も持ち合わせるものです。

◇様々な領域における自殺リスクを包括的に支援する

自殺リスクは、保健、医療、福祉、教育、労働、経済その他の様々な領域の中に潜んでいます。それぞれの領域では様々な施策が行われ、その施策間において連携し、包括的に支援することで単体では困難であった個々の問題を解決し、自殺リスクを解消することが可能になってきます。

本計画では、各領域との連携を図り、包括的に支援する取組を強化していきます。

◇自殺リスクを持つ人を発見できる仕組みをつくる

自殺は、複数のリスク要因が連鎖的・重層的に蓄積され、追い込まれることで至る心理状態の結果です。リスクが深刻化する前に気づき、予防すること、リスクの深刻化を発見することが自殺対策においては不可欠であると考えます。

本計画では、自殺リスクを持つ人が悩み、追い込まれ、自殺を実行するに至るまでのそれぞれの段階において、自殺する前のどこかの段階で気づき、発見できる仕組みをつくりまします。

◇自殺リスクを抱える前からの自殺予防に取り組む

自殺に至る人の多くは、精神的に追い込まれ、うつ状態になります。自殺リスクを解消するための支援を行うことと同様に自殺の予防にはメンタルヘルスも重要です。自身の強みを知り、幸福を感じ、前向きになることで、うつに陥りにくいメンタルが得られます。自殺リスクを抱える前からポジティブメンタルヘルス講座などにご参加していただき、生き方、考え方からポジティブになっていただく取組を行ってまいります。

◇自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策に関わる市、関係機関、民間団体等は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、自殺者に関する情報を適切に管理しながら自殺対策に取り組まします。

また、自死遺族等のための自助グループ等の情報を相談窓口一覧チラシや各種パンフレットに掲載し、啓発活動を通じて遺族等のための情報を発信まします。

第4章 これまでの取組と評価・今後の取組

1 基本施策の取組と評価・今後の取組

(1) 地域におけるネットワークの強化

庁内関係課及び柏原市社会福祉協議会、柏原市商工会、大阪府保健所の庁外関係機関が集まり、年1回「柏原市自殺対策連絡会議」を開催し(新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できない場合は書面開催)、進捗状況の確認を行いました。会議では、自殺の現状や自殺対策事業の取組についての情報交換・情報共有を図り、「顔の見える関係性」の中で、自殺対策を推進しています。

また、直接的な議題内容でなくとも、類似する会議体を、自殺対策ネットワークとして意識するよう年1回計画進捗状況の確認とともに行っています。

コロナ禍におきましては、計画の進捗状況の確認や書面会議を行いました。

市全体に自殺対策ネットワークを構築できるよう、地域の実情に応じ、会議体や団体の設置にこだわることなく、関係団体や関係者と日ごろから連携体制を構築するなど、柔軟に対応していくことも重要です。また、民間団体や市民との協働が重要です。

管内保健所主催で行われている「精神保健医療連携推進会議」に参加し、精神疾患に関わる地域の医師会や医療機関、警察や消防、相談支援機関等や各市関係機関が集まり、自殺を巡る問題等について情報交換や勉強会を行っており、近隣市と情報を共有しながら自殺対策を推進しています。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人)養成講座を市民や市職員(特に窓口業務に関わる職員)、市内大学・短期大学の学生、小中学校教職員等に対し実施しています。ゲートキーパー養成講座を受講された方には、ゲートキーパー手帳を渡し、ゲートキーパーとしての意識を持ってもらうようにしています。令和4年度までに、477名の方に受講していただきました。

様々な年代に支援を行うことから、年代ごとの自殺リスクや特徴を踏まえた対応が可能となるよう、講座内容の充実を図る必要があります。

今後は、市民、市内介護保険事業所スタッフ等、様々な年代、また、多くの方にゲートキーパーとしての意識を持ってもらうような講座を引き続き実施していきます。

(3) 住民への啓発と周知

〈市民全員への取組〉

ホームページ上にメンタルヘルスを簡単にセルフチェックできるシステムを設け、自身のこころの状態を把握し、各相談機関へと繋がるよう促しています。

自殺予防週間(9月)と自殺対策強化月間(3月)には、広報かしわらに「こころの電話相談の一覧表」と「こころの体温計」を掲載し、また来庁者に啓発チラシを配布して市民に啓発します。また、自殺対策強化月間(3月)には、のぼりをたてたり、公用車に啓発マグネットを貼るなどして、自殺対策の啓発を行っています。

今後はICT※を活用した窓口の周知を図るとともに、支援のニーズがある方に情報が届くような情報発信をしていきます。

〈若年層への取組〉

成人式に自殺対策のリーフレットを配布し、ストレスへの対処法について理解が得られるように啓発します。また、小中学校を通じて「こころの体温計」や相談窓口のリーフレットを配布してメンタルヘルスチェックを勧め、必要時には、相談機関に相談できるよう促しています。

今後は、ICT※を活用した窓口の周知や、若年者に合わせた効果的な情報発信を強化していきます。

※ICTとは、情報通信技術を意味し、通信技術を活用したコミュニケーションやサービス全体を指します。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺を考えている人は、死にたいという気持ちと生きたいという気持ちとの間で揺れ動いています。そして、不眠、原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いため、市民一人ひとり、職員関係者がそれらのサインに早期に気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。市では各種相談窓口や見守り体制を整えており、支援のニーズがある方に適切な対応ができる体制をとっています。

保健師による「こころとからだの健康相談」を平日電話又は来所にて実施しています。また、心理相談員による予約制の「こころの健康相談」も実施しています。いずれも本人だけでなく、家族などからの相談にも対応し、必要に応じて医療機関や適切な相談窓口等へつないでいます。そのほかに保健師による健康相談、栄養士による栄養相談も行い、身体や栄養の悩みによるストレスの軽減を図ります。

今後は、多様化する市民の悩みに対応すべく、各ライフステージを切れ目

なく支援していけるよう取り組んでいきます。

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

コロナ禍での休校や行事の中止・縮小、外出自粛、学業や家族不和の悩みなどにより、児童生徒は不安定な状況に身を置いている現状にあります。自他の命を大切に扱う「いのちの教育」やいじめ防止対策の推進とともに、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人に SOS を出す)ができるようにすること、また、身近にいる大人(教員や保護者など)がそれを受け止め、支援できるようにしていくことが求められます。

いじめ、不登校、学習支援の必要な生徒等の対応について、公認心理師など心理専門職を全小中学校に配置し、児童生徒や保護者のカウンセリングを定期的実施し、その解消・解決を図っています。

また、個別の状況に応じてコミュニケーションの機会をとり組織的な対応を強化、地域の見守り活動なども含めて、児童生徒たちをめぐる様々な問題の解決を図っています。

2 重点施策の取組と評価・今後の取組

(1) 無職者・失業者・生活困窮者の自殺対策

勤労世代の無職者の自殺死亡率は同世代の有職者に比べて高いことが知られています。自殺リスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業などの就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題を抱えている場合もあります。勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、当市においても無職者・失業者に対して、相談内容に応じて他職種、他分野で支える支援体制を整えています。

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く経済的困窮に加えて関連性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々となつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、支援へとつなぐ自殺対策にもなり得ます。

コロナ禍における生活様式の変化は、多くの人に様々な影響を与え、自殺リスクを高めました。また、近年増えつつある外国から来られた方においても就労困難、経済的困窮、社会的孤立といった支援が必要な環境にあります。

《取組項目》

- ① 相談支援、人材育成の推進
- ② 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動
- ③ 失業者等に対する相談窓口の充実
- ④ 職業的自立へ向けた支援の充実

(2) 高齢者の自殺対策

高齢者は、身体機能の低下やライフスタイルの変化により外出の機会が減り、人と接する機会も減る傾向にあることから、孤独・孤立に陥りやすい傾向にあります。コロナ禍により、更にその傾向が強くなっています。その対策として居場所づくりや社会参加の強化といったソーシャルキャピタル※の醸成を促進する施策の推進が求められます。

※ソーシャルキャピタルとは、「社会や地域における、人々の信頼関係・結びつき」を意味する概念

《取組項目》

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者に対する支援
- ③ 高齢者の健康不安に対する支援
- ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- ⑤ 健康を維持するための健康教室の実施
- ⑥ 介護従事者への研修会・情報交換の場を提供

(3) 子ども・若者の自殺対策

子ども・若者の自殺対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、子どもが抱える様々な問題は、心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ます。ライフステージや置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。貧困の状態にある家庭やヤングケアラー、児童虐待など問題は複雑かつ深刻化しています。市内小中学校には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し児童の心理的なケアを行い、また学習支援や子どもの居場所づくりを進めるなど体制の充実に努めています。保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関が連携の下で機能する支援と家庭・地域が連携して対処していく必要があります。

《取組項目》

- ① いじめを苦しめた子どもの自殺予防
- ② 若者の抱えやすい課題に着目した学生・児童生徒等への支援の充実
- ③ 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実
- ④ 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組
- ⑤ こころの健康と SOS の出し方に関する教育
- ⑥ ICT を活用した自殺対策の強化

(4) 女性の自殺対策

柏原市の女性の自殺死亡率は、男性に比べて全体的に全国より割合が高い傾向にあります。女性の自殺対策として、女性特有の視点を踏まえて、施策を推進します。

女性特有のライフステージとして妊娠、出産がありますが、妊娠、出産、子育て期において切れ目のない支援ができるよう、医療、関係機関等と連携を取り、支援を行っています。

また、女性の困難な問題は顕在化しにくく、支援に繋がりにくいといった特徴が挙げられます。DV や性暴力、介護の問題などライフステージに応じたさまざまな事情により社会生活・日常生活において困難な問題を抱える女性に寄り添った支援が必要です。

《取組項目》

- ① 女性特有のライフステージに合わせた支援の充実
- ② 妊産婦への支援の充実
- ③ 子育て・介護負担、雇用問題や DV 等コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- ④ 女性向けゲートキーパー手帳の作成

第5章 いのち支える自殺対策における具体的な取組

自殺対策に関連する施策、関連し得る施策として次に掲げる施策を実施します。表中の①②③④⑤⑥の数字は、重点施策(1)(2)(3)(4)のそれぞれの項目に対応しています。

※実際に悩んだとき、不安になったときの相談先として、50ページ以降に大阪府、柏原市の相談窓口を掲載しています。

(1) 無職者・失業者・生活困窮者の自殺対策

所得が少なく生活が苦しい、事業経営がうまくいかなくて悩んでいる、労働契約や労働条件に関するトラブルを抱えている

- ① 相談支援、人材育成の推進
- ② 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動
- ③ 失業者等に対する相談窓口の充実
- ④ 職業的自立へ向けた支援の充実

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
無料法律相談	法的な問題を抱えた方からの相談	相談者の中には、深刻で複雑な悩みを抱えている場合が多く、潜在的な自殺リスクの高い方が含まれていると想定されることから高度で専門的な知識を有する弁護士が相談にあたることで自殺の未然防止に寄与することが期待できる。	秘書広報課	① ③
消費生活対策	消費者相談・情報提供、消費者教育・啓発	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	産業振興課	①
人権相談事業	家庭や生活上の問題解決のための各種相談の実施	様々な問題の相談に応じており、男女を問わず何かしらの困難に直面した時の相談窓口となっている。他の法律相談など関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、生きることの包括的支援の窓口となる。	人権推進課	①
民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。地域で困難を抱えている人に気づき、自殺リスクの高い人の適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	福祉総務課	① ② ③
障害者差別解消法に基づく相談	障害を理由とする差別に関する相談（人権推進課と連携を取りながら、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う）	必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	障害福祉課	①

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
障害者虐待の相談	障害者虐待に関する通報・相談	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点にもなり得る。	障害福祉課	①
身体・知的障害者相談員による相談	行政より委託した障害者相談員による相談業務	各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担う。	障害福祉課	①
国民年金に関する受付相談	国民年金の届書、保険料の免除・納付猶予申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	年金保険料の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を生きることの包括的な支援のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制をとっている。	保険年金課	① ② ③
保険料の賦課、収納業務	滞納者に対する納付相談	保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。納付相談により当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる。	保険年金課	① ② ③
徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	納税を期限までに行えない市民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況に合ったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制をとっている。	納税課	① ② ③
水道料金徴収業務	料金徴収（窓口）事務	料金徴収担当窓口の相談に際し、自殺リスクの高い人は必要に応じて様々な支援機関につなげる。	経営総務課	① ② ③
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者の相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握し、ニーズに応じた支援を計画的かつ継続的に行うための自立支援計画を策定し、当該計画に基づく各支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整をする。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。アセスメントを通じての、自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	福祉総務課	① ② ③

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、安定した住居の確保を通じて就労自立を支援する。	住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高める場合がある。 給付金の支給は、自殺リスクが高い集団への支援策となり得る。	福祉総務課	② ③
生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	一定の住居のない生活困窮者に対し、当面の日常生活に関する支援(宿泊場所や衣食の提供等)をする。	住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める場合がある。宿泊場所の提供や衣食の提供は、自殺リスクの高い集団への支援策となり得る(社会福祉協議会実施事業)。	福祉総務課	② ③
生活一時資金貸付事業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けている。	資金の貸与時に、当人と対面し聞き取り等を行う機会があれば、困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、支援先につなげるなどの対応が可能となり得る(社会福祉協議会実施事業)。	福祉総務課	② ③
社会復帰支援	保護司の活動を支援する。	保護司の活動を支援し、生活困窮者自立支援事業と連携した支援等を行う。対象者の相談を聞き、助言することを通じてその他の問題も把握し対応することで、生活上の困難の軽減を図り自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉総務課	② ④
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	生活保護各種扶助を行うことが、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者にアプローチする機会となる場合がある。	福祉総務課	②
生活保護施行に関する事務	就労支援、医療ケア相談、高齢者支援、資産調査	生活保護の各種相談・支援の提供が、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者にアプローチする機会となる場合がある。	福祉総務課	① ② ④
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性もある。相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉総務課	① ② ④
地域就労支援事業	若年者の就労相談、就職面接会、就労支援セミナー等の実施	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援にもなり得る。	産業振興課	① ② ③ ④

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
中小企業資金融資	中小企業に対する経営安定化に向けた支援 セーフティネット保証制度にかかる認定	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	産業振興課	① ② ④
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合がある。必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策にもなり得る。	福祉総務課	① ② ④
地域福祉推進事業	地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。	小地域ネットワークと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集及び関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。	福祉総務課	②
障害者自立支援協議会 (地域自立支援協議会)の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークの構築	医療や福祉の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策（生きることの包括的支援）を展開する上での基盤になり得る。	障害福祉課	②
障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	相談支援センターや虐待防止センターの機能は自殺対策（生きることの包括支援）を展開する上での基盤になり得る。	障害福祉課	① ③ ④

(2) 高齢者の自殺対策

家族の介護のことで悩んでいる、健康のことで不安を感じている、ひとり暮らしによる不安

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者に対する支援
- ③ 高齢者の健康不安に対する支援
- ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防
- ⑤ 健康を維持するための健康教室の実施
- ⑥ 介護従事者への研修会・情報交換の場を提供

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。	地域包括ケアシステムの拠点は、地域包括ケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担い得る。拠点における種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成にもつながり、それは自殺対策（生きることの包括的支援）にもなり得る。	高齢介護課	① ② ③ ④ ⑤ ⑥
地域包括支援センターの運営	高齢者相談室運営協議会・ケア会議の開催	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や地域資源の連動につなげていくことができる。	高齢介護課	①
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	高齢介護課	① ② ③ ④
寝たきり高齢者等理容サービス事業	在宅の寝たきりの高齢者に対して、理容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。	理容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役となり得る。	高齢介護課	②
介護給付に関する事務	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、相談支援	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	高齢介護課	②

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
介護者のつどい	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を年1回開設する。	介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い（支援者への支援）を推進し得る。	高齢介護課	① ⑥
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役となり得る。	高齢介護課	① ② ⑥
高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 24時間介護電話相談	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援にもなっている。	高齢介護課	① ② ③
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	高齢介護課	① ② ③ ⑥
認知症介護の電話相談	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援の強化を図ることができる。	高齢介護課	① ② ③ ⑥
重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。（作成した対象者リストに基づき、保健師・看護師が訪問指導）	医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあつたり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には、他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスク軽減にもつながり得る。	保険年金課	③
地域支援ネットワーク会議の開催	高齢者がいつまでも住み慣れた環境で生活ができるよう、医療機関や介護関係者が集まる『いかしてネットかしわら』にて会議を行い、各関係者間の連携を深め地域ネットワークの構築を図る。	会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与し得る。	高齢介護課	① ② ③ ④

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
地域あんしん事業	要介護高齢者の早期発見を目的に地域見守り名簿を作成し、見守り専門員と民生委員が一人暮らし高齢者を定期的に訪問する。	地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。	高齢介護課	④
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	高齢介護課	② ③ ④
第1号訪問・通所・生活支援事業	心身機能の維持向上のための居場所活動	介護保険サービス未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	高齢介護課	③ ④
生きがい施策（高齢者向けクラブへの活動助成）	高齢者向けクラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成	講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となり得る。	高齢介護課	④ ⑤
元気高齢者活動支援事業	(1)登録・紹介：元気高齢者の登録及び各種団体・個人の要請に応じて元気高齢者を紹介する。 (2)広報・宣伝：インターネットやポスター等による元気高齢者の募集及び紹介。元気高齢者カレンダーの作成。 (3)登録者によるミニ発表会・ミニ講習会の開催 (4)登録者の啓発を目的とする研修会の開催 シニア大学（高齢者向けの教養講座）を開催	研修会等で、高齢者の自殺実態とその対策（気づきと対応等）について啓発することで、同年代の高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図ることができる。	高齢介護課	① ③ ④ ⑤

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。 (1)住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 (2)身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 (3)実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 (4)支援に関わるボランティア等への研修	各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等の対応を強化することができる。	高齢介護課	① ③ ④ ⑤
健康相談	心の健康や栄養相談を行い、対象者の悩みを傾聴し、適切な指導を行う。また、必要時、専門機関や医療機関の紹介を行う。	住民の相談を受け、悩みの軽減を図ることで、自殺のリスク要因となるストレスの軽減をはかることができる。相談者が自殺リスクに気づき、適切な専門機関につなぐ。	健康づくり課	③
検診事業	がん検診等の実施	各種検診事業において、疾病の早期発見・早期治療を行う。事業来所時に受診者にメンタルヘルスの啓発等を行う。	健康づくり課	③
健康教育・啓発事業	健康教育講座(成人保健)等の実施 健康づくりに関する啓発	健康に関する啓発や健康の保持・増進のために市民に健康教育を行うことで、自殺のリスク要因となる健康面について自分自身の健康状態を把握し適切な対応ができるようになる。	健康づくり課	③ ⑤
食育推進事業	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や体調不良により自殺のリスクが高くなるため、事業の推進により生活習慣病を予防し、事業実施時には個別相談等を通じてメンタルヘルスを含む支援を包括的に行う。	健康づくり課	③ ⑤
健康づくり応援団支援事業	住民参加による保健活動を推進するとともに、健康な地域づくりを推進するために健康づくり応援団を養成し、健康づくり応援団の活動を支援する。	健康づくり応援団にゲートキーパー研修や自殺防止対策に関する啓発を行うことで、自殺のリスク要因を把握し自殺防止に関する理解が深まり、地域の悩みのある人を行政につなぐ等の対応が取れる。	健康づくり課	③ ⑤

(3) 子ども・若者の自殺対策

いじめや体罰に関することで悩んでいる、学校生活や不登校のことについて相談したい、子育てのことで悩んでいる

- ① いじめを苦しめた子どもの自殺予防
- ② 若者の抱えやすい課題に着目した学生・児童生徒等への支援の充実
- ③ 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実
- ④ 社会全体で若者の自殺リスクを低減させるための取組
- ⑤ こころの健康とSOSの出し方に関する教育
- ⑥ ICTを活用した自殺対策の強化

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
消費啓発事業	若年者の消費者トラブルを未然に防止するため、消費者トラブル防止の啓発を行う。	消費者トラブルに巻き込まれ、精神的な負担となることで自殺リスクが高まる可能性がある。消費者トラブル防止の啓発を行うことで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	産業振興課	② ④
性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中・高等学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。	望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載されたリーフレットを配布することで、児童生徒に相談先情報の周知を図ることができる。	指導課	②
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。個別支援時に、リーフレットを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知できる。	指導課	① ② ⑤
青少年健全育成活動事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業	一見すると非行と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。青少年の非行防止、健全育成を図ることで自殺リスクを抱える青少年への支援となり得る。	社会教育課	② ④ ⑤
地域子育て支援センター事業	子ども家庭支援センターの運営 子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。	子育て支援課	② ③ ④

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	自殺リスクの高いひとり親家庭を、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割としてなり得る。	子育て支援課	③
家庭児童相談員設置事業【家庭児童相談室】	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化している。	こども家庭安心課	③ ④ ⑤
保育の実施(公立こども園・私立保育所など)	公立こども園・私立保育所などによる保育、育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割となり得る。	こども施設課	④
保幼小中連携事業	保育所、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	保育所、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	指導課	① ② ③ ④ ⑤
図書館の管理	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実、お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	自殺対策強化月間や自殺予防週間等に合わせ、展示コーナーへ関連図書やリーフレットを設置し、住民に対する啓発・情報提供の場として活用し得る。また、学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る。	図書館	④ ⑥
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。扶養手当の支給機会を自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	子育て支援課	③ ④

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会があれば、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	子育て支援課	③ ④
保育料等納入促進事業	(1)保育所等による保育料納入勧奨指導：保育所長等により、督促状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。 (2)納入しやすい環境整備：保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。 (3)滞納整理の強化：滞納者の実態調査や電話による納付勧奨、夜間訪問等を実施し、収納業務を強化する。	保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えて払いたくても払えない状態、かつ、必要な支援につながっていない方もいると思われる。そうした保護者に気づいた時には適切な機関へつなぐ等、収納担当職員が気づき役やつなぎ役となり得る。	こども施設課	③ ④
奨学金に関する事務	各種奨学金に関する手続き、相談	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になる。支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ることもできる。	指導課	③ ④
学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	指導課	① ② ④ ⑤
生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。	指導課	② ④ ⑤

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	指導課	① ② ③ ④ ⑤
教育に関する調査研究会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげている。	指導課	① ② ④ ⑤
子どもの学習支援事業等	生活困窮者自立支援事業	子どもに対する学習支援を通じて、子どもやその家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭において、自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援をすることが出来る。	福祉総務課	② ④
障害児支援に関する事務	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援	障害児を抱えた保護者への相談支援及び福祉サービスの提供は、保護者に心理的負担の軽減及びレスパイトケアの視点から、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	障害福祉課	④
子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	身近に相談相手がない、子育てによるストレス等により自殺のリスクが高まる恐れもある。保護者が集い、相談・交流できる場を設けることで、孤立化を防ぎ、自殺のリスクの軽減に寄与し得る。	子育て支援課	④
ショートステイ・トワイライトステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合、夜間の預かりや一定期間宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための機会となり得る。	子育て支援課	④

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
ファミリーサポートセンターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)	子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役となり得る。	子育て支援課	④
教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	学校以外場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図る。	指導課	① ② ⑤
登校サポートボランティア派遣	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施する。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。	不登校は子どもだけでなく、その家庭も様々な問題を抱えている可能性がある。ボランティアなどに児童生徒の家庭状況にも配慮しながら関わってもらい、問題を察知した場合には適切な機関につないでもらう等、ボランティアが気づき役、つなぎ役となり得る。	指導課	① ② ④ ⑤
不登校児童生徒支援事業	(1) 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置	適応指導教室の指導員が児童生徒とかかわることで、不登校児童生徒の支援の拡充にもつながっている。不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとっている。	指導課	①
	(2) 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施			②
	(3) 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施			④ ⑤
訪問指導	新生児訪問指導、乳児早期訪問指導、助産師のすこやか訪問等	乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクを理解し、産後うつ等のチェックシート等を用いてリスクに気づき、問題があれば関係機関と連携し支援を行う等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。	こども家庭安心課	④

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
健康相談	こどもスマイル健康相談 電話相談等	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があることから、早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へつなぐなどの対応を推進する。	こども家庭安心課	④
こどもの発達相談	心理相談員による子どものからだや発達、ことばについての相談	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減し、必要時には関係機関へつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供する。	こども家庭安心課	④
健康教育	両親教室 離乳食講習会 幼児食講習会等	両親教室を通じて妊娠・出産・育児についての知識の普及を行うことで、妊産婦の不安の軽減につながる。また、離乳食講習会等を通じて、保護者の不安や悩みに気づき、相談に応じることで育児ストレスが軽減し、自殺対策の一助となる。	こども家庭安心課	④
健康診査	乳児一般健診、乳児後期健診 4か月児健診、 1歳6か月児健診 3歳6か月児健診 歯科健診（1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児）	子どもに対する健康診査や歯科健診は、児の発達・成長や家庭の生活状況や抱える問題等を把握し、自殺防止対策等と連動させ、乳幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を行う。	こども家庭安心課	④

(4) 女性の自殺対策

妊娠・出産・子育て期において安心して子育てができる、困難な問題を抱える女性への支援

- ① 女性特有のライフステージに合わせた支援の充実
- ② 妊産婦への支援の充実
- ③ 子育て・介護負担、雇用問題やDV等コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- ④ 女性向けゲートキーパー手帳の作成

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課	
母子生活支援施設措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	母子家庭は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い場合も少なくない。施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	子育て支援課	② ③
母子保健計画の推進	母子保健計画の推進を図る。	母子保健計画を推進することで自殺リスクの要因となる育児ストレスを軽減し、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。	こども家庭安心課	① ② ③
母子健康手帳交付等	母子健康手帳交付 妊婦健康診査 メンタルヘルスに関するリーフレットの配布	保健師面接を行い、本人や家族の問題を早期に把握し、安全・安心に出産育児が行えるよう関係機関と連携する中で、自殺のリスクや支援を意識することで、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。	こども家庭安心課	②
男女共同参画社会推進事業	DV防止啓発、男女共同参画センターでDVの内容や各種相談機関について掲載した内閣府のカードサイズリーフレットの配布 パープルリボンキャンペーン（女性に対する暴力をなくす運動）についてのポスター掲示	必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図る。	人権推進課	① ③
女性向けゲートキーパー手帳の作成	従来あるゲートキーパー手帳に加え、女性特有のライフスタイルに合わせた視点でのゲートキーパー手帳を作成する。	女性特有のライフステージに合わせた支援や相談窓口の周知、啓発をゲートキーパー手帳に記載することで困難な問題を抱える女性への支援の強化を図る	健康づくり課	④

(5) その他全般

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
人権推進啓発事業	人権意識を高めるために啓発を主体とした事業を行う。	人権意識を高めるための事業展開を行い、命の大切さ・尊さについても取り上げることから、自殺対策を啓発する機会とし得る。	人権推進課
ガイドブック作成事業	障害者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるような情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図る。	障害福祉課
こころの健康講座の開催	精神障害者に対する理解促進・啓発を目的として、広く市民に対して講座を開催する。	今後の講座・講習において、自殺対策に関するテーマを取り上げることで、住民に対する啓発の機会となり得る。	障害福祉課
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	障害者で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方に対し、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割をになっている。	障害福祉課
介護給付費に関する事務	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所等の介護給付	障害者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方に対し、適切な支援先につなぐ等の役割をになっている。	障害福祉課
訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる窓口となり得るので、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	障害福祉課

事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持、健康相談、メンタルヘルス研修、ストレスチェック	市民からの相談に応じる職員の心身面の健康維持増進を図ることで、「支援者の支援」となる可能性がある。	人事課
重度障害者(児)福祉手当支給事務	日常生活が困難な重度障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。	手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応することで、問題の早期発見・早期対応への機会となり得る。	障害福祉課



第6章 自殺対策の推進体制等

計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解できるように市ホームページ、SNS等を使って周知します。

推進体制

自殺対策を推進するため、関係機関や庁内関係部局との情報連携を維持し、必要な協議を行い、総合的に自殺対策に取り組みます。

進行管理

本計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等を点検・検証し、計画の適切な進捗管理を行うとともに、新たな課題への対応など、必要に応じて施策・事業の見直し、改善に努めます。また、計画最終年度には、目標の達成状況等を検証・評価し、次期計画に反映いたします。

第7章 参考資料

1 計画における取組(事業)と評価 ※P45までは見開き2ページにわたり掲載しています

事業名	事業概要	担当課	年度	実施状況
(1)無職者・失業者・生活困窮者対策				
無料法律相談	法的な問題を抱えた方からの相談	秘書広報課	R2	原則毎週水曜日の13時～16時に実施(定員6名)
			R3	〃
			R4	〃
消費生活対策	消費者相談・情報提供 消費者教育・啓発	産業振興課	R2	月・火・木・金(祝日除く)
			R3	〃
			R4	〃
人権相談事業	家庭や生活上の問題解決のための各種相談の実施	人権推進課	R2	平日9:00～17:00
			R3	〃
			R4	〃
民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	福祉総務課	R2	民生・児童委員を委嘱
			R3	〃
			R4	〃
障害者差別解消法に基づく相談	障害を理由とする差別に関する相談(人権推進課と連携を取りながら、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う)	障害福祉課	R2	平日9:00～17:15 相談:2件
			R3	平日8:45～17:15 相談:0件
			R4	平日8:45～17:15 実績:0件
障害者虐待の相談	障害者虐待に関する通報・相談	障害福祉課	R2	平日9:00～17:15(電話による相談は24時間365日対応) 通報:7件、相談:2件、虐待認定:1件
			R3	平日8:45～17:15(電話による相談は24時間365日対応) 通報:4件、相談:4件、虐待認定:1件
			R4	平日8:45～17:15(電話による相談は24時間365日対応) 通報:21件、相談:2件、虐待認定:2件
身体・知的障害者相談員による相談	行政より委託した障害者相談員による相談業務	障害福祉課	R2	平日9:00～17:15(随時相談)
			R3	平日8:45～17:15(随時相談)
			R4	〃
国民年金に関する受付相談	国民年金の届書、保険料の免除・納付猶予申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	保険年金課	R2	平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
保険料の賦課、収納業務	滞納者に対する納付相談	保険年金課	R2	平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	納税課	R2	平日9:00～17:00
			R3	〃
			R4	都度実施
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握し、ニーズに応じた支援を計画的かつ継続的に行うための自立支援計画を策定し、当該計画に基づく各支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整をする。	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間:平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、安定した住居の確保を通じて就労自立を支援する。	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間:平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	一定の住居のない生活困窮者に対し、当面の日常生活に関する支援(宿泊場所や衣食の提供等)をする。	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間:平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
生活一時資金貸付事業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を、迅速かつ低利で貸し付けている。	福祉総務課	R2	社会福祉協議会実施。生活困窮自立支援事業と連携。
			R3	〃
			R4	〃
社会復帰支援	保護司の活動を支援する。	福祉総務課	R2	生活困窮者自立支援事業の一貫として実施。保護司の活動を支援を行った。
			R3	〃
			R4	〃
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間:平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間:平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間:平日8:45～17:15
			R3	〃
			R4	〃

年度	評価	3年間 (R2~R4) 振り返りコメント
R2	法律的な知識を必要とする市民からの相談に応じるため、大阪弁護士会からの弁護士派遣により相談室を開設。令和2年度は52回(1回の定員6名)開催し、256名が相談を受けた。	継続して相談業務を実施
R3	法律的な知識を必要とする市民からの相談に応じるため、大阪弁護士会からの弁護士派遣により相談室を開設。令和3年度は50回(1回の定員6名)開催し、250名が相談を受けた。	
R4	法律的な知識を必要とする市民からの相談に応じるため、大阪弁護士会からの弁護士派遣により相談室を開設。令和4年度は52回(1回の定員6名)開催し、231名が相談を受けた。	
R2	年間相談件数 214件	安定した相談体制を継続できた。
R3	年間相談件数 241件	
R4	年間相談件数 246件	
R2	人権いろいろ相談 203件、女性のための相談 50件、女性・子ども電話相談 31件	コロナ禍で相談数が増加
R3	人権いろいろ相談 270件、女性のための相談 22件、女性・子ども電話相談 33件	
R4	人権いろいろ相談 262件、女性のための相談 14件、女性・子ども電話相談 24件	
R2	民生・児童委員が行う福祉活動を補助した。	
R3	〃	民生・児童委員が行う福祉活動を継続的に補助した。
R4	〃	
R2	相談窓口は障害福祉課。相談内容に応じて関係機関と連携しながら社会的障壁の除去に努めた。	
R3	〃	適正に実施した。
R4	〃	
R2	権利擁護サポートセンターを設置し、24時間365日通報や相談に対応した。また虐待防止に向けた啓発を行い虐待の防止に努めた。	
R3	基幹相談支援センター内に権利擁護センターを設置し、24時間365日通報や相談に対応した。また、虐待防止に向けた啓発を行い虐待防止に努めた。	
R4	〃	
R2	身体・知的・精神障害者相談員として市が委嘱。年に1度スキルアップを目的とした府主催の研修会に参加してもらっている。相談員について、相談件数に関わらず、障害者が相談できる体制整備が重要と考えるため、継続実施した。	適正に実施した。
R3	身体・知的・精神障害者相談員として市が委嘱している。年に1度スキルアップを目的とした府主催の研修会に参加してもらっている。相談員について、相談件数に関わらず、障害者が同じ境遇で相談し易い体制整備が重要と考えているため、継続実施した。	
R4	〃	
R2	制度の説明、年金に係る相談業務等を適正に実施した。	制度の説明、年金に係る相談業務を適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	納付相談等を適正に実施した。納付相談の機会を増やすため夜間休日開庁を実施した(2回)	納付相談等を適正に実施した。
R3	納付相談等を適正に実施した。納付相談の機会を増やすため夜間開庁を実施した(1回)	
R4	納付相談等を適正に実施した。	
R2	住民から納税に関する相談を受け付け、相談内容により他課に案内した。	適正に実施した
R3	〃	
R4	適切に実施した	
R2	生活困窮者からの相談に対して支援を行い、おおむね終結(自立した日常生活の回復)が図れた。	コロナ禍の影響で相談件数が激増した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	生活困窮者自立支援事業の一貫として実施。給付件数は少ないが、生活困窮者自立支援事業としては、おおむね相談者の困窮する課題を解決することができている。	コロナ禍の影響で件数が増加した。
R3	生活困窮者自立支援事業の一貫として、住まいを確保するとともに就労支援を行った。おおむね相談者の困窮状態の解決につながっている。	
R4	〃	
R2	生活困窮者自立支援事業の一貫として実施。実績は少ないが、生活困窮者自立支援事業としては、おおむね相談者の困窮する課題を解決することができている。	実績は少ないが、受け入れ態勢の確保は必要。
R3	生活困窮者自立支援事業の一貫として実施。実績は少ないが、相談があった場合の受け入れ態勢は確保している。	
R4	生活困窮者自立支援事業の一貫として実施。実績は少ないが、相談があった場合の受け入れ態勢は確保している。	
R2	社会福祉協議会と連携、特に生活困窮者自立支援事業と連携を図っており、おおむね相談者が困窮状態となる課題の解決を図れている。	コロナ禍による特例貸付が実施された。
R3	〃	
R4	〃	
R2	保護司の活動を支援し、生活困窮者自立支援事業と連携した支援を行った。	保護司の活動を支援し、対象者の社会復帰を促進した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	被保護者の最低生活の維持を図れた。生活保護制度の適正な運営を図れた。	生活保護制度の適正な運営を行った。
R3	〃	
R4	〃	
R2	被保護者の最低生活の維持を図れた。生活保護制度の適正な運営を図れた。	生活保護制度の適正な運営を行った。
R3	〃	
R4	〃	
R2	中国残留邦人の生活の安定を図れた。	実績はなかった。
R3	〃	
R4	〃	

事業名	事業概要	担当課	年度	実施状況
母子生活支援施設措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	子育て支援課	R2	措置対象者なし
			R3	〃
			R4	〃
地域就労支援事業	若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	産業振興課	R2	実施
			R3	〃
			R4	〃
中小企業資金融資	・中小企業に対する経営安定化に向けた支援 ・セーフティネット保証制度にかかる認定	産業振興課	R2	実施
			R3	〃
			R4	〃
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	福祉総務課	R2	相談窓口開設時間：平日9:00～17:00
			R3	〃
			R4	〃
地域福祉推進事業	地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。	福祉総務課	R2	地区福祉委員会のふれあいサロン等、社会福祉協議会を通じて、小地域単位の福祉を推進する活動や、住民同士の見守りネットワークを構築する事業等に対して補助を行った。
			R3	〃
			R4	〃
障害者自立支援協議会 (地域自立支援協議会)の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークの構築	障害福祉課	R2	自立支援協議会(全体会議)を2回実施(7月・2月)
			R3	自立支援協議会(全体会議)を年2回開催(7月・1月)
			R4	〃
障害者基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	障害福祉課	R2	平日9:00～17:15 休日及び12月29日～1月3日までの日 9:00～17:15は電話による相談。 相談件数：1,085件(内権利擁護：58件)
			R3	平日8:45～17:15 休日及び12月29日～1月3日までの日 8:45～17:15は電話による相談。 相談件数：1022件(うち、権利擁護72件)
			R4	平日8:45～17:15 休日及び12月29日～1月3日までの日 8:45～17:15は電話による相談。 相談件数：923件(うち、権利擁護138件)
(2)高齢者対策				
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。	高齢介護課	R2	会議開催 年3回
			R3	〃
			R4	〃
地域包括支援センターの運営	高齢者相談室運営協議会・ケア会議の開催	高齢介護課	R2	会議開催年1回
			R3	〃
			R4	〃
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	高齢介護課	R2	会議開催月1回 検討会、研修会各1回
			R3	〃
			R4	会議開催月1回 研修会1回
寝たきり高齢者等理容サービス事業	在宅の寝たきりの高齢者に対して、理容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。	高齢介護課	R2	利用者数延べ67人
			R3	利用者数延べ63人
			R4	利用者数延べ90人
介護給付に関する事務	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援	高齢介護課	R2	年間を通じて窓口や電話で相談受付している。
			R3	〃
			R4	〃
介護者のつどい	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を年1回開設する。	高齢介護課	R2	年1回研修会開催。情報交換。
			R3	〃
			R4	居宅介護支援事業所に関しては、年1回研修会開催し、情報交換の場を提供している。地域密着型サービス事業所に関しては、年4回程度事業所連絡会を開催している。
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	高齢介護課	R2	講座受講者679人
			R3	講座受講者307人
			R4	講座受講者126人
高齢者への総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談室において初め段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 ・24時間介護電話相談	高齢介護課	R2	地域包括支援センター委託
			R3	〃
			R4	〃
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	高齢介護課	R2	地域包括支援センター委託
			R3	〃
			R4	〃
認知症介護の電話相談	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	高齢介護課	R2	相談員による電話相談
			R3	〃
			R4	相談員による窓口・電話相談
重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う(作成した対象者リストに基づき、保健師・看護師が訪問指導)。	保険年金課	R2	訪問件数3件
			R3	訪問指導3件 電話指導3件
			R4	訪問指導2件 電話指導4件

年度	評価	3年間 (R2~R4) 振り返りコメント
R2	相談員を配置し、相談者への対応を行った	R2~R4措置対象者なし
R3	〃	
R4	〃	
R2	就労相談件数 399件・就職面接会3回・就労支援セミナー3回実施	安定した相談体制を継続できた。
R3	就労相談件数 528件・就職面接会5回・就労支援セミナー4回実施	
R4	就労相談件数 473件・就職面接会6回・就労支援セミナー3回実施	
R2	実績なし	コロナ禍で認定数が増加
R3	危機関連保証34件 セーフティネット保証4号20件 セーフティネット保証5号7件	
R4	セーフティネット保証4号94件 セーフティネット保証5号18件	
R2	生活困窮者自立支援事業の一貫として、就労にむけた就労体験・グループ活動を行うことにより、相談者を就労に繋げることができた。	ひきこもりの方の相談窓口として、対象者の課題も多様化しつつある。
R3	生活困窮者自立支援事業の一貫として、就労にむけた訓練等を行うことにより、相談者を就労に繋げることができた。	
R4	〃	
R2	小地域単位でのセーフティネット構築の一助とすることができた。	コロナ禍の影響をうけ地域活動が中断された。
R3	〃	
R4	〃	
R2	障害者(児)へのより良い支援を目的とし、関係機関及び関係団体等による自立支援協議会を設置。柏原市障害者計画等の進捗管理や情報の共有及び地域課題の解決等を目的とした会議を継続して実施した。	関係機関の連携構築に寄与している。
R3	〃	
R4	〃	
R2	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として平成30年度より設置。障害種別に関わらず一貫した相談支援を実施し、障害者が安心して地域で暮らせるよう事業を実施します。	市内の相談支援の中核的機関となるべく今後も事業を継続する。
R3	〃	
R4	〃	
R2	会議を通して関係団体と連携できた。	会議を継続開催し、地域包括ケアシステムの推進ができた。
R3	〃	
R4	〃	
R2	会議を通して、情報共有ができた。	地域包括支援センターの適切な運営について協議できた。
R3	〃	
R4	〃	
R2	会議を通して情報を共有できたほか、理解を深めることができた。	会議・研修会を継続開催し、虐待の防止体制を構築した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	適切に実施した。	在宅の寝たきり高齢者へ居容サービスを提供した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	相談を通じて悩みを開き、公的機関に繋いでいる。	適切な介護サービス等の案内により、安心して今後の生活を考えていただくことができた。
R3	相談を通じて悩みを開き、希望される介護サービスを案内している。	
R4	相談を通じて悩みを開き、希望される介護サービスの説明や関係機関へ案内している。	
R2	ケアマネジャー以外の介護従事者には実施できていない。	研修会に参加された方の感想として、情報交換の場として利用できたという意見があったので、今後も引き続き実施していく。
R3	〃	
R4	担当課で研修会等を実施できていないサービス事業所もある。	
R2	認知症サポーターを養成することで、リスクへの対応、気づきの役割を担う人材を拡充できた。	毎年100以上の認知症サポーター養成に繋がった。
R3	〃	
R4	〃	
R2	約3,000件の相談に対応できた。	相談支援を継続して実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	約5,000件の相談に対応できた。	毎年5,000件程度の相談対応を実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	42件	適切に相談対応を実施した。
R3	277件	
R4	308件	
R2	対象者に対し、適正受診・服薬・健康相談等を訪問指導にて実施した。	対象者の身体・精神面の状況を考慮し、適正受診・服薬指導、健康相談等を実施した。
R3	〃	
R4	対象者に対し、適正受診・服薬指導・健康相談等を訪問、電話指導にて実施した。	

事業名	事業概要	担当課	年度	実施状況
ひとり暮らし等施策	・地域支援ネットワーク会議の開催 ・地域あんしん事業；要援護高齢者の早期発見を目的に、見守り専門員と民生委員が一人暮らし高齢者を定期的に訪問する。	高齢介護課	R2	ネットワーク会議月1回開催
			R3	〃
			R4	〃
	地域見守り名簿の作成	高齢介護課	R2	名簿作成
			R3	〃
			R4	〃
養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	高齢介護課	R2	新規1件(合計5件)
			R3	5件
			R4	6件
第1号訪問・通所・生活支援事業	心身機能の維持向上のための居場所活動	高齢介護課	R2	市内で地域サロンを開催
			R3	〃
			R4	〃
生きがい施策 (高齢者向けクラブへの活動助成)	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成	高齢介護課	R2	地域で行われる高齢者クラブへ助成をした。
			R3	〃
			R4	〃
元気高齢者活動支援事業	(1)登録・紹介 元気高齢者の登録及び各種団体・個人の要請に応じて元気高齢者を紹介する。 (2)広報・宣伝 インターネットやポスター等による元気高齢者の募集及び紹介。元気高齢者カレンダーの作成。 (3)登録者によるミニ発表会・ミニ講習会の開催 (4)登録者の啓発を目的とする研修会の開催 シニア大学(高齢者向けの教養講座)を開催	高齢介護課	R2	(1)約600人登録 (2)柏原市老人クラブ連合会単位クラブを通じて周知 (3)柏原市老人クラブ連合会を通じて開催 (4)年10回開催
			R3	(1)約100人登録 (2)柏原市老人クラブ連合会単位クラブを通じて周知 (3)柏原市老人クラブ連合会を通じて開催 (4)年3回開催
			R4	(1)約100人登録 (2)柏原市老人クラブ連合会単位クラブを通じて周知 (3)柏原市老人クラブ連合会を通じて開催 (4)年約10回開催
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。 1 住民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 2 身体能力低下のある高齢者の生活実態把握 3 実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 4 支援に関わるボランティア等への研修	高齢介護課	R2	1 リハビリ職が通いの場で支援約10回 2 リハビリ職が高齢者宅を訪問約10回 3 リハビリ職が救回参加 4 講座を年1回開催
			R3	1 リハビリ職が通いの場で支援約10回 2 リハビリ職が高齢者宅を訪問約20回 3 リハビリ職が月2回参加 4 講座を年1回開催
			R4	1 リハビリ職が通いの場で支援約10回 2 リハビリ職が高齢者宅を訪問約40回 3 リハビリ職が月1回参加 4 講座を年1回開催
健康相談	心の健康や栄養相談・子育て相談を行い、対象者の悩みを傾聴し、適切な指導を行う。また、必要時、専門機関や医療機関の紹介を行う。	健康づくり課	R2	年6回開催 心理士による面談(予約制)
			R3	〃
			R4	〃
検診事業	がん検診等の実施	健康づくり課	R2	個別検診 集団検診の実施(年間28回)
			R3	個別検診 集団検診の実施(年間30回)
			R4	〃
健康教育・啓発事業	健康教育講座(母子保健・成人保健)等の実施 健康づくりに関する啓発	健康づくり課	R2	健診に合わせて実施 広報・ホームページを活用
			R3	〃
			R4	〃
食育推進事業	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	健康づくり課	R2	広報での啓発、栄養講座(わいわい健康大作戦)を実施
			R3	〃
			R4	〃
健康づくり応援団支援事業	住民参加による保健活動を推進するとともに、健康な地域づくりを推進するために健康づくり応援団を養成し、健康づくり応援団の活動を支援する。	健康づくり課	R2	生活習慣病の講義、ウォーキング講座併設で実施
			R3	〃
			R4	ウォーキング(わいわい健康大作戦)、学習会を実施
(3)子ども・若者対策				
消費啓発事業	若年者の消費者トラブルを未然に防止するため、消費者トラブル防止の啓発を行う。	産業振興課	R2	実施
			R3	〃
			R4	〃
性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中・高等学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。	指導課	R2	各校の実情に応じて、助産師等の講師招聘等をととして、性に関する指導のねらいを明確にして実施
			R3	〃
			R4	〃
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	指導課	R2	いじめ防止基本方針は毎年点検し、学校ホームページに掲載。年2回の生活アンケートの実施等により、いじめの未然防止・早期発見のために組織対応の一層の推進を図った
			R3	いじめ防止基本方針は毎年点検し学校ホームページに掲載している。年2回の生活アンケートの結果は、法律・福祉・心理・教育の専門家の意見をききながら、いじめの未然防止や早期発見のための組織を構築
			R4	各学校のいじめ防止基本方針は毎年点検し、学校ホームページに掲載している。年2回の生活アンケートの結果は、法律・福祉・心理・教育の専門家の意見を聞きながら、いじめの未然防止や早期発見のため組織を構築
青少年健全育成活動事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業	社会教育課	R2	子ども見守り活動を行っている。登下校時に健全育成会で随時実施。
			R3	〃
			R4	子どもたちの安全のための「見守り活動」の実施。地域の交流を目的とした「地域ふれあい活動」の実施。

年度	評価	3年間 (R2~R4) 振り返りコメント
R2	関係者の連携を深めることができた。	継続的に会議を開催し、関係者間で情報共有した。
R3	＃	
R4	＃	
R2	約1,900件	名簿の作成を行い、随時更新を実施した。
R3	約1,600件	
R4	約1,500件	
R2	手続時に当人や家族からの聞き取りができ、問題や状況の把握につながっている。	必要に応じて、養護老人ホームへの入所措置を実施した。
R3	＃	
R4	＃	
R2	約50か所	高齢者の居場所作りを実施した。
R3	約55か所	
R4	＃	
R2	約10団体に助成	高齢者クラブの活動継続に繋がった。
R3	約20団体に助成	
R4	約30団体に助成	
R2	高齢者のリスクと対応について、理解促進を図れた。	高齢者の健康づくり支援に繋がった。
R3	＃	
R4	＃	
R2	対応強化を図ることができた。	高齢者の生活課題解決や身体機能の向上に繋がった。
R3	＃	
R4	＃	
R2	予約枠に対し、実施数が少ない	コロナ禍で相談数が増加
R3	＃	
R4	心理士による相談者数7名、電話相談の件数が増加傾向	
R2	受診率向上に向けて取り組みが必要	Web予約を導入 (R4～) 受診率の低迷が課題
R3	＃	
R4	＃	
R2	実施できた	健康づくりの新たな取組みを展開
R3	＃	
R4	＃	
R2	開催 14回472人参加	参加者数の減少
R3	＃	
R4	開催 わいわい健康大作戦7回27人、食育講座12回235人	
R2	参加人数10人	新規参加者が少ない
R3	＃	
R4	学習会参加人数34人	
R2	成人式で消費者トラブル防止のリーフレットを配付	新成人に対し、消費啓発を継続して実施した。
R3	＃	
R4	＃	
R2	自他の命を大切にす指導につながっている	コロナ禍で制限されることはあったが、概ね効果的に実施できた
R3	＃	
R4	＃	
R2	いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの未然防止の取組みや早期発見のための組織対応の強化、情報共有の迅速化が進んでいる	今後も取組みを継続させていく
R3	＃	
R4	＃	
R2	見守り活動が非行防止、健全育成に役立っている。	コロナ禍では、地域活動を十分に実施することができなかったため、地域のつながりが希薄化した。今後少しずつ、活動を再開する。
R3	＃	
R4	コロナ禍ではあったが、ほとんどの校区で活動できた。	

事業名	事業概要	担当課	年度	実施状況
母子保健計画の推進	母子保健計画の推進を図る。	こども家庭安心課	R2	平成31年度に柏原市こども未来プランと同時策定
			R3	〃
			R4	〃
子ども家庭支援センターの運営 (総合相談及び情報提供) 【地域子育て支援センター事業】	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供	子育て支援課	R2	市内3か所に地域子育て支援センターを設置。
			R3	市内2か所に地域子育て支援センターを設置。
			R4	〃
母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	子育て支援課	R2	母子父子自立支援員を1名配置
			R3	〃
			R4	〃
家庭児童相談員設置事業 【家庭児童相談室】	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	こども家庭安心課	R2	家庭児童相談員を3名配置
			R3	家庭児童相談員3名、虐待対応専門員1名を配置
			R4	家庭児童相談員2名、虐待対応相談員2名を配置
保育の実施 (公立保育所・私立保育所など)	・公立保育所・私立保育所などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	こども施設課	R2	公立保育所「ゆうゆう広場」毎週火曜日実施 私立保育所 子育て支援事業及び育児相談 各園にて随時実施
			R3	公立認定こども園、公立保育所「ゆうゆう広場」毎週火曜日実施 私立保育所 子育て支援事業及び育児相談 各園にて随時実施
			R4	〃
保幼小中連携事業	保育所、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	指導課	R2	・中学校区における研修会の実施及び子ども理解と教育課程共有のための会議の実施。 ・幼保から小学校への入学をスムーズにするための「わくわくスタート事業」の実施。
			R3	・長期休業期間等を利用し、中学校区における研修会の実施及び子ども理解と教育課程共有のための会議(オンライン含む)の実施した。 ・幼保から小学校への入学をスムーズにするための「わくわくスタート事業」の実施。
			R4	〃
図書館の管理	・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	図書館	R2	自殺対策強化月間や自殺予防週間の際に展示コーナーに関連図書を置き、住民に対し情報提供を行った。
			R3	〃
			R4	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、悩みを抱えたり生きづらさを感じている方、周囲で悩んでいる人をどのように支えればよいのか思案している方などにご利用いただくため、関連図書の展示及び貸し出しを行った。
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	子育て支援課	R2	受給対象者数 541名
			R3	受給対象者数 500名
			R4	受給対象者数 468名
ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成	子育て支援課	R2	受給対象者数 1,473名
			R3	受給対象者数 1,328名
			R4	受給対象者数 1,245名
保育料等納入促進事業	(1) 保育所等による保育料納入勧奨指導 保育所長等により、督促状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。 (2) 納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。 (3) 滞納整理の強化 滞納者の実態調査や電話による納付勧奨、夜間訪問等を実施し、収納業務を強化する。	こども施設課	R2	・口座振替不能の通知並びに納付書は毎月発送。 ・納付書での納入が2カ月未納状態であった場合督促状(1回目)を発送、その後、更に2カ月未納状態が続いたら督促状(2回目)を発送。 ・6月と12月に、前年度までに滞納がある人に対して滞納通知書を発送、窓口への来庁又は電話連絡により、滞納分の納付について相談を受ける。滞納者の状況に応じて、分納や児童手当からの徴収を提案する。
			R3	・口座振替不能の通知並びに納付書は毎月発送。 ・納付書での納入が2カ月未納状態であった場合督促状を発送。 ・6月と12月に、前年度までに滞納がある人に対して滞納通知書を発送、窓口への来庁又は電話連絡により、滞納分の納付について相談を受ける。滞納者の状況に応じて、分納や児童手当からの徴収を提案する。
			R4	〃
奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	指導課	R2	一人一人の進路保障につなげるため、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程に進学する者のうち、希望する者を選考委員会にて選考し、貸付を実施
			R3	予算も確保し、学校をとおして在籍する中3生を対象に周知したが、令和3年度に関しては希望者はいなかった。
			R4	一人一人の進路保障につなげるため、高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程に進学する者のうち、学校をとおして希望者を募り、選考委員会にて選考し、貸付を実施。

年度	評価	3年間 (R2~R4) 振り返りコメント
R2	策定済み	
R3	"	
R4	"	
R2	未就園児とその保護者等を対象に、子育てに関する不安感や精神的負担を軽減することを主な目的として事業を実施した	未就園児とその保護者等を対象に、子育てに関する不安感や精神的負担を軽減に継続して寄与した。
R3	"	
R4	"	
R2	離婚前相談や離婚・死別などによる生活不安の相談を受け、自立に向けた指導・援助を行った。 また、就労支援策として、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業等を実施し、金銭的な援助を行った	1人の相談者が支援員に対して相談や支援を求める頻度が増しているケースが多い。
R3	"	
R4	"	
R2	家庭における児童の健全な養育・福祉の向上のため、相談対応を行い、支援が必要な家庭の見守りを行った	各関係機関と連携し、子ども家庭総合支援拠点による支援を行った。
R3	関係機関と連携し個別の状況に応じた支援につなげることができている	
R4	関係機関と情報共有をし、個々のケースの状況等により役割分担・連携を図り、協働で支援を行った。	
R2	3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止した。	市内の保育所、認定こども園等において、未就園児を対象とした園庭開放や施設開放、保育士や地域ボランティアによる子育て相談等を実施することで、子育てに関する不安の解消や子育てにおける負担の軽減を図ることができた。
R3	10月までは新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止した。 公立施設の「ゆうゆう広場」は11月から再開。	
R4	年間を通して予定通り事業を実施した。	
R2	・各中学校区における教育課題に応じた研修を実施することができた。 ・幼小中一貫教育推進教員及びコーディネーターを中心に子ども理解における連携を図ることができた。 ・就学前児が小学校体験を行うことで、不安を和らげスムーズな入学へと繋げることができた。	入学後に児童生徒が学校生活を安心して迎えることにつながった
R3	"	
R4	"	
R2	関連図書が増書が必要	コロナ禍による来館者の減少により、関連図書の展示を行ったものの、十分な効果を得ることができなかった
R3	"	
R4	柏原館のみで実施したため、利用者が限られた。	
R2	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童扶養手当を支給した	制度改正により令和3年3月より公的年金受給者も受給可能となった。
R3	"	
R4	"	
R2	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とし、ひとり親家庭等の養育者とその児童を対象に医療費の一部を助成した	コロナ禍において病院控えのために給付費が減少した。
R3	"	
R4	"	
R2	過年度分の保育料の収納状況 公立保育所保育料(過年度分)1,551,220円 私立保育所保育料(過年度分)3,105,450円 新型コロナウイルス感染拡大により、滞納整理等の業務が一部滞った。	保育料を滞納している保護者から相談を受けることで、保護者の状況に配慮しつつ保育料の分納や児童手当からの徴収に繋げるなど、丁寧な対応を行った。
R3	過年度分の保育料の収納状況 公立保育所保育料(過年度分)1,332,729円 私立保育所保育料(過年度分)1,773,155円	
R4	過年度分の保育料の収納状況 公立保育所・認定こども園保育料(過年度分) 893,130円 私立保育所保育料(過年度分) 1,211,540円	
R2	選考の結果、6名への貸付を実施	経済的な支援が必要な家庭に就学上必要な支援を提供することができた
R3	平成22年度からの高校無償化によって奨学金の希望者は大きく減じ昨年度の希望者は0名であった。しかし、毎年5名前後の希望者がいる。生徒の夢を支える必要な施策として継続する。	
R4	選考の結果、3名への貸付を決定し、辞退者1名を除く2名に貸付を実施。	

事業名	事業概要	担当課	年度	実施状況
学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する。	指導課	R2	年2回の生活アンケートをとおして、一人一人の悩み事や集団の状況を把握し、学級経営や授業改善、体制の改善につなげている
			R3	年2回の生活アンケートをとおして、各学校で結果を分析し、一人一人の悩み事や集団の状況を把握し、学級経営や授業改善、体制を改善。
			R4	年2回の生活アンケートをとおして、一人一人の悩み事や集団の状況を把握し、学級経営や授業改善、体制の改善につなげている
生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。	指導課	R2	問題行動の本質の理解を進めるために、支援教育の視点に立った問題行動への対応に関する研修を実施
			R3	様々な問題行動の本質の理解を進めるために、不登校対応研修、ネットモラル理解研修、自殺防止教室の実施。
			R4	問題行動の本質の理解と適切な初期対応を学校全体で進めるために、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと連携した問題行動対応に関する研修・自殺防止教室・虐待に関する研修を実施
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	指導課	R2	2名配置。拠点とする中学校をベースに各校の実情に合わせて派遣。
			R3	拠点校を中心に活動し、相談およびさまざまな問題解決とその方向性の決定に寄与した。
			R4	拠点校を中心に活動し、相談およびさまざまな問題解決とその方向性の決定に寄与した。また、2名増員し、4名配置体制に拡充。スクールソーシャルワーカーコーススーパーバイザーによる活用についての研修を実施。
教育に関する調査研究会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	指導課	R2	小学校に市費スクールカウンセラー、中学校に府費スクールカウンセラーを配置。全校で定期的に相談を実施。教員やスクールソーシャルワーカーも交えて連絡会を実施。
			R3	各校で定着しており、さまざまな課題を抱える児童・生徒・教職員に対応できている。
			R4	小学校に市費スクールカウンセラー、中学校に府費スクールカウンセラーを配置。全校で定期的に相談を実施。教員やスクールソーシャルワーカーも交えて連絡会を実施。
生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業等)	生活困窮者自立支援事業	福祉総務課	R2	市内2か所で開催。国分毎週火・水曜日、堅下毎週木曜日に実施。
			R3	市内2か所で開催。国分毎週火・水曜日、堅下毎週木曜日に実施。年度途中でオンライン授業実施。
			R4	市内2か所で開催。国分毎週火・水曜日、堅下毎週木曜日に実施。
障害児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援	障害福祉課	R2	福祉サービス利用者数：223人
			R3	福祉サービス利用者数：220人
			R4	福祉サービス利用者数：286人
子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	子育て支援課	R2	市内3か所につどいの広場を設置。
			R3	市内につどいの広場を3か所設置。
			R4	〃
子ども家庭支援センターの運営【ショートステイ・トワイライトステイ事業】	保護者の病氣、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合、夜間の預かりや一泊宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	子育て支援課	R2	ショートステイ延べ利用日数 6日 トワイライトステイ延べ利用日数 5日
			R3	ショートステイ延べ利用日数 0日 トワイライトステイ延べ利用日数 0日
			R4	ショートステイ延べ利用日数 12日 トワイライトステイ延べ利用日数 4日
ファミリーサポートセンターの運営	・育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 ・子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)	子育て支援課	R2	依頼会員326人、援助会員89人(令和2年3月末現在) 活動回数 600回(保育所・幼稚園の送迎、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え、放課後児童クラブ終了後の預かり等)
			R3	依頼会員336人、援助会員64人(令和4年3月末現在) 活動回数 570回(保育所・幼稚園の送迎、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え、放課後児童クラブ終了後の預かり等)
			R4	依頼会員235人、援助会員71人(令和5年3月末現在) 活動回数 675回(保育所・幼稚園の送迎、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え、放課後児童クラブ終了後の預かり等)
教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	指導課	R2	教育研究所：平日9:00～17:00 教育研究所内に教育相談員(元校長)と臨床心理士(スクールカウンセラー)が勤務し相談を受ける。
			R3	昨年度同様に事業を継続し、保護者や市民からの相談を受け付けて、柔軟な対応を行っている。
			R4	〃
登校サポートボランティア派遣	不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施する。児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援する。	指導課	R2	適応指導教室(教育研究所内)にて実施
			R3	適応指導教室担当と教育相談員、臨床心理士が連携し個別の状況に応じた学習を支援することができている
			R4	〃
不登校児童生徒支援事業	(1) 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置	指導課	R2	教育研究所内に設置
			R3	在室児童生徒について、各学校等と連携しながら個に応じた対応を進めている
			R4	在室児童生徒について、各学校等と連携しながら課題に応じた対応を進めている
	(2) 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施	指導課	R2	適応指導教室(教育研究所内)にて実施
			R3	個別の状況に応じて、レクリエーションや集団活動を実施し、コミュニケーションの機会を経験することができた。
			R4	〃
(3) 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	指導課	R2	教育研究所：平日9:00～17:00	
		R3	教育相談員と臨床心理士、適応指導教室担当が連携し個別の状況に応じた支援につなげることができている	
		R4	〃	

年度	評価	3年間 (R2~R4) 振り返りコメント
R2	生活アンケートを集計し、結果を各校に返し、学校体制の改善につながった	学級経営・授業改善・生徒指導に効果的に活用することができた
R3	〃	
R4	〃	
R2	年間3回実施し、啓発につながった	市の生徒指導上の課題に応じた研修を実施できた
R3	〃	
R4	〃	
R2	専門的な視点からのアプローチや校内体制及び外部連携体制を整えることができています	全ての中学校区に配置することができた
R3	2名配置のため、担当する学校が多かった。また、学校もどのように活用するか十分に理解できていない課題が判明した。	
R4	ケース会議等、学校における活用が進んだ	
R2	子どもや保護者の状況の共有を丁寧に行い、連携をとりながら支援を行うことができています	不登校支援に資することができた
R3	巡回の学校もあるが、全小中学校に配置できており、今後も児童・生徒・教職員・保護者の相談に十分な活用ができています。	
R4	〃	
R2	生活に困窮する家庭の子どもに対して、学習支援を行うことにより、困窮の連鎖の解消ができた。	例年、一定の参加者がいる。
R3	〃	
R4	〃	
R2	特別な支援が必要な児童や保護者に対して、相談支援の実施や、必要な療育を目的とする障害福祉サービスの提供を実施した。	適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	地域ボランティアの協力を得ながら、未就園児とその保護者等が気軽に交流できる場を提供し、地域交流の促進を主な目的として事業を実施した	コロナ禍で利用者数は減少したが、継続して実施出来ている。
R3	〃	
R4	〃	
R2	保護者の急な仕事や病気、看護、被災等で一時的に家庭での養育が困難となった児童を養育及び保護する事業を実施した	コロナ禍で施設が受け入れできない時期があった。
R3	〃	
R4	〃	
R2	平成30年度と比較して、依頼会員が6名、援助会員が36名減少した。活動回数は、238回から600回と大幅に増加した。	一定数の利用はあるが、年々支援会員が減少している。
R3	令和2年度と比較して、依頼会員が15名増加する一方、援助会員が6名減少した。活動回数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、689回から570回と大幅に減少した。	
R4	令和3年度と比較して、依頼会員が101名減少する一方、援助会員が7名増加した。依頼会員が大幅に減少したのは、会員名簿の整理を行い、近年実績が無い者について削除したため。活動回数は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されたことにより、570回から675回と増加した。	
R2	教育相談員と臨床心理士が連携しながら、相談者のニーズに合わせた教育相談に対応することができている	保護者・市民の教育相談の受け口として機能した
R3	事業を長年にわたって継続しているため、保護者や市民が教育相談を行う場合の一つの手段になっている。	
R4	〃	
R2	適応指導教室担当と教育相談員、臨床心理士が連携し個別の状況に応じた学習を支援することができている	学校と連携しながら、児童生徒の状況に応じた支援につなげることができた
R3	適応指導教室担当と教育相談員、臨床心理士が連携し個別の状況に応じた学習の支援と、復帰に向けたプログラムができている。	
R4	〃	
R2	在室児童生徒について、各学校等と連携しながら個に応じた対応を進めている	児童生徒の課題に応じた支援を行うことができた
R3	在室児童生徒について、各学校等と連携しながら個に応じた対応と保護者への助言を積極的に行っている。	
R4	〃	
R2	個別の状況に応じて、レクリエーションや集団活動を実施し、コミュニケーションの機会を経験することができた。	小集団での活動を効果的に実施できた
R3	コロナ禍で実施できる活動は限られていたが、個別の状況に応じて、コミュニケーションの機会を経験することができた。	
R4	〃	
R2	教育相談員と臨床心理士、適応指導教室担当が連携し個別の状況に応じた支援につなげることができている	保護者のカウンセリングの実施につながった
R3	個別の状況に応じた支援につなげることができている。保護者や学校への助言ができている。	
R4	〃	

事業名	事業概要	担当課	年度	実施状況
母子保健 (母子健康手帳交付等)	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・メンタルヘルスに関するリーフレットの配布	こども家庭安心課	R2	妊娠届数435件 産後うつについてのリーフレット配布
			R3	妊娠届数408件 産後うつについてのリーフレット配布
			R4	妊娠届数401件 産後うつについてのリーフレット配布
母子保健	新生児訪問指導、乳児早期訪問、すこやか訪問等	こども家庭安心課	R2	助産師、保健師、看護師が訪問
			R3	〃
			R4	〃
	・子どもの健康相談 ・電話相談等	こども家庭安心課	R2	年間12回実施 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等が対応
			R3	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等が対応
			R4	〃
	こども発達相談(心理)	こども家庭安心課	R2	心理相談員による面談 予約制
			R3	〃
			R4	心理相談員による面談 予約制(166件)
	・両親教室 ・離乳食講習会 ・幼児食講習会等	こども家庭安心課	R2	それぞれ月1回、年間30回、年間21回開催
			R3	それぞれ月1回、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等が開催
			R4	それぞれ月1回、保健師、看護師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が開催
	・乳児一般健診 ・乳児後期健診 ・4か月健診、 ・1歳6か月健診 ・3歳6か月健診	こども家庭安心課	R2	各種健診
			R3	〃
			R4	・乳児一般健診 339件、乳児後期健診 377件、4か月健診 18回、1歳6か月健診 18回、3歳6か月健診 18回
・歯科健診(1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児)	こども家庭安心課	R2	各種健診	
		R3	〃	
		R4	歯科健診(1歳6か月児 18回・2歳6か月児 12回・3歳6か月児 18回)	
(4)その他全般				
人権推進啓発事業	人権意識を高めるために啓発を主体とした事業を行う。	人権推進課	R2	柏原市平和展のテーマの中で命の大切さ・尊さを取り上げ実施した
			R3	柏原市平和展の実施
			R4	〃
ガイドブック作成事業	障害者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	障害福祉課	R2	窓口配布件数：400部
			R3	窓口配布件数：200部
			R4	窓口配付件数：300部
男女共同参画社会推進事業	DV防止啓発	人権推進課	R2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に市HP・広報かしわらによる啓発、啓発DVDの上映、特設電話相談の実施
			R3	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報かしわらによる啓発、啓発DVDの上映、特設電話相談の実施
			R4	〃
	啓発カードの配布 男女共同参画センターでDVの内容や各種相談機関について掲載した内閣府のカードサイズリーフレットの配布	人権推進課	R2	男女共同参画センター内に配架及び来庁者に配布
			R3	〃
			R4	〃
パープルリボンキャンペーン 「女性に対する暴力をなくす運動」についてのポスター掲示	人権推進課	R2	「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター、リーフレット(内閣府作成)を庁舎等に掲示	
		R3	〃	
		R4	〃	
こころの健康講座の開催	精神障害者に対する理解促進・啓発を目的として、広く市民に対して講座を開催する。	障害福祉課	R2	「アルコール関連問題」について講義を実施
			R3	新型コロナウイルスの影響により、対面講義形式である「こころの健康講座」の実施を中止。
			R4	新型コロナウイルスの影響により中止。
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話言葉及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	障害福祉課	R2	受講者数 昼の部：9人、夜の部：7人
			R3	受講者数 昼の部：5人、夜の部：18人
			R4	受講者数 24人
介護給付費に関する事務	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所等の介護給付	障害福祉課	R2	介護給付費利用者数合計：514人
			R3	介護給付費利用者数合計440人
			R4	福祉サービス利用者数：351人
訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	障害福祉課	R2	訓練等給付費利用者数合計：878人
			R3	訓練等給付費利用者数合計：386人
			R4	福祉サービス利用者数：653人
職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持、健康相談、メンタルヘルス研修、ストレスチェック	人事課	R2	月2回の健康相談・メンタルヘルス関連研修・ストレスチェックをそれぞれ実施
			R3	〃
			R4	〃
重度障害者(児)福祉手当支給事務	日常生活が困難な重度障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。	障害福祉課	R2	特別障害者手当：78人 障害児福祉手当：42人 経過的福祉手当：4人
			R3	特別障害者手当：84人 障害児福祉手当：36人 経過的福祉手当：3人
			R4	特別障害者手当：86人 障害児福祉手当：34人 経過的福祉手当：2人
水道料金徴収業務	料金徴収(窓口)事務	経営総務課	R2	料金徴収担当窓口にて自殺対策に係るパンフレットやチラシを置く。
			R3	料金を滞納している生活困窮者に対して分納等の相談に随時応じ、必要場合は関係部署に連絡し支援に繋げる。
			R4	〃

年度	評価	3年間 (R2~R4) 振り返りコメント
R2	全数保健師面接できており、特定妊婦等のフォローをしている	妊娠届出時等にリーフレットなどによる啓発を行った。
R3	〃	
R4	〃	
R2	地区担当がフォローをしている	
R3	〃	助産師、保健師、看護師が訪問し、フォローについては地区担当が行うことができた。
R4	助産師・保健師・看護師によるフォローを行なった。	
R2	個別対応している	
R3	〃	相談に対して、個別に対応することができた。
R4	〃	
R2	相談が継続することが多いため、予約待ちが生じる	
R3	子どもに関する悩みなどに対して、心理学の観点から支援している	子どもの発達に関する悩みに対して、専門的に支援することができた。
R4	子どもの発達に関する悩みなどに対して、心理学の観点から支援している	
R2	試食や保育等工夫している	新型コロナウイルスの影響もあったが、対策を行いながら教室等を開催した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	継続実施	新型コロナウイルスの影響もあったが、対策を行いながら健診を開催した。
R3	〃	
R4	予定回数を行なった。	
R2	継続実施	新型コロナウイルスの影響もあったが、対策を行いながら健診を開催した。
R3	〃	
R4	予定回数を行なった。	
R2	命の大切さ・尊さについて啓発し人権意識を高めることができた	コロナの影響により参加者数が減少
R3	命の大切について啓発し人権意識を高めることができた。	
R4	〃	
R2	「障害者福祉の手引き」を配布。障害者にとって分かりやすい手引きとなるよう毎年更新を行う。	適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	「女性に対する暴力をなくす運動」について広く周知できた	「女性に対する暴力をなくす運動」について広く周知できた。
R3	〃	
R4	〃	
R2	来庁者に対しては詳しく説明できたが、今後更なる相談窓口の周知等の啓発強化が必要	各種相談機関の相談窓口を周知することができた。
R3	各種相談機関の相談窓口を周知することができた。	
R4	〃	
R2	実施できた	「女性に対する暴力をなくす運動」について広く周知できた。
R3	「女性に対する暴力をなくす運動」について広く周知できた。	
R4	〃	
R2	精神障害に対する理解促進・啓発を目的として、毎年市内在住、在勤、在学の方を対象にテーマを変えて講座を実施していく。	コロナ禍では開催が無かった。
R3	〃	
R4	〃	
R2	厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムに対応した「入門講座」「基礎講座」を実施し、聴覚障害者への情報保障と目的とした手話奉仕員を養成します。	適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要とする介護給付費を支給した。	適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、必要とする訓練等給付費を支給した。	適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	職員の心身の保持を目的に計画的に実施することができた。	継続して事業を実施
R3	〃	
R4	〃	
R2	経済的な支援を行い、住み慣れた地域で日常生活の安定を図ります。	適正に実施した。
R3	〃	
R4	〃	
R2	継続実施	コロナ禍により、一時的に所得が減少し、納付ができない等の相談があった。
R3	滞納状況を確認、電話や臨戸により随時聞き取りし、分納等の対応を実施している。	
R4	〃	

2 柏原市自殺対策計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(平成24年柏原市条例第24号)第3条の規定に基づき、柏原市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 自殺問題又は社会福祉について識見を有する者
- (2) 柏原市医師会及び柏原市薬剤師会の代表者
- (3) 藤井寺保健所の代表者
- (4) 柏原市民生・児童委員協議会の代表者
- (5) 公募により選考された市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から自殺対策計画策定完了の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康増進主管課において処理する。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 柏原市自殺対策計画策定委員会名簿

所 属	氏 名
学校法人玉手山学園 関西福祉科学大学 社会福祉学部 学部長 教授	都村 尚子
国立大学法人 大阪教育大学 健康安全教育系 准教授	奥田 紗史美
一般社団法人 メンタルさぽーたーず Labo 代表理事	澤井 登志
柏原市社会福祉協議会 会長	谷口 和宏
柏原市医師会 会長	藤江 博
柏原市薬剤師会 会長	吉本 宏一
大阪府藤井寺保健所 主査	入谷 妙子
柏原市民生・児童委員会 副会長	大坪 清利
公募市民	北畠 朋子
公募市民	中西 隆
大阪府柏原警察署 生活安全課長	山田 昌伸
柏原羽曳野藤井寺消防組合 消防本部 消防長	小池 一彰
柏原市 政策推進部長	市川 信行
柏原市 市民部長	小林 一裕
柏原市 教育委員会 教育部長	桐藤 英樹
柏原市 福祉こども部長	森口 秀樹
柏原市 健康部長	田中 徹

4 策定経過

実施年月	策定経過
令和5年7月～8月	国の進捗確認シートに合わせて、各課の取組、進捗状況確認、変更点・検討点の記入作業
令和5年8月29日	第1回柏原市自殺対策計画策定委員会
令和5年11月6日	第2回柏原市自殺対策計画策定委員会
令和5年12月11日～ 令和6年1月5日	パブリックコメント募集
令和6年2月6日	第3回柏原市自殺対策計画策定委員会
令和6年2月6日	第2期柏原市自殺対策計画答申

5 相談窓口一覧

大阪府の相談窓口

令和6年2月末現在

	実施機関名・相談窓口名	相談時間等	連絡先
自殺予防・ こころの健康	こころの健康相談統一ダイヤル	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:00 18:30～22:30（22時まで受付）	TEL:0570-064-556
	こころの電話相談 【大阪府こころの健康総合センター】	月・火・木・金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:00	TEL:06-6607-8814
	わかぼちダイヤル（40歳未満の方） 【大阪府こころの健康総合センター】	水曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:00	TEL:06-6607-8814
	よりそいホットライン 【一般社団法人社会的包摂サポートセンター】	24時間365日	TEL:0120-279-338
	関西いのちの電話	24時間365日	TEL:06-6309-1121
	大阪自殺防止センター	金曜日13:00～日曜日22:00	TEL:06-6260-4343
	こころの救急箱	月曜日 19:00～3:00 木曜日 19:00～22:00	TEL:06-6942-9090
	自殺予防いのちの電話	毎月10日 8:00～翌日8:00 毎日16:00～21:00	TEL:0120-783-556
勤労・ 産業保健	藤井寺保健所	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:45	TEL:072-955-4181
	大阪府労働相談センター	月～金曜日9:00～18:00 （12:15～13:00除く） 木曜日:20:00まで延長 （祝日の場合は翌金曜日が20:00まで延長）	（労働相談） TEL:06-6946-2600 （セクハラ相談） TEL:06-6946-2601
多重債務	大阪産業保健総合支援センター	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00	TEL:06-6944-1191
	悪質商法110番 【大阪府警】	月～金曜日 9:00～17:45	TEL:06-6941-4592
人権	総合法律相談センター （予約制）	《電話予約受付時間》 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 10:00～15:30	《予約電話》 TEL:06-6364-1248 ナビダイヤル TEL:0570-783-748
	人権相談 【大阪府人権協会】	月～金曜日9:30～17:30 （祝日・年末年始を除く） 夜間相談 火曜日17:30～20:00 休日相談 第4日曜日9:30～17:30	TEL:06-6581-8634
外国人	関西生命線（台湾語、北京語）	火・木・土 10:00～19:00	TEL:06-6441-9595
	大阪府女性相談センター （外国人専用）	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:30	TEL:06-6949-6181
男性	男性のための電話相談 【大阪府立男女共同参画・青少年センター （ドーンセンター）】	第1・4水曜日 16:00～20:00 第2・3土曜日 11:00～15:00 （祝日・年末年始を除く）	TEL:06-6910-6596

	実施機関名・相談窓口名	相談時間等	連絡先
女性・DV	大阪府女性相談センター 【配偶者暴力相談支援センター】 【ドーンセンター】	月～金曜日 9:00～20:00 土・日曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	TEL:06-6949-6022 《夜間・祝日DV電話相談》 TEL:06-6946-7890
	女性の悩み電話相談 【ドーンセンター】	火～金曜日 16:00～20:00 土・日曜日 10:00～16:00	TEL:06-6937-7800
妊娠・出産	大阪府妊産婦こころの相談センター	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	TEL:0725-57-5225
マイセクシノリテイ	QWRC電話相談	E-mail:info@gwrc.org 第1月曜日 19:30～22:30	TEL:06-6377-5447
	AGP「こころの相談」	火曜日 20:00～22:00	TEL:050-5806-7216
自死遺族	大切な人を自死で亡くされた方へ ～安心して話せる場所があります～ 【大阪府こころの健康総合センター】	月～金曜日 (無料・要予約) 9:00～17:45	TEL:06-6691-2818
	「わかちあいの会」 【大阪自殺防止センター】	毎月第1土曜日 (1月・5月は休会) 14:00～16:00 毎月第3水曜日 (8月・祝日は休会) 17:00～19:00 場所等HP参照	TEL:06-6260-2155
ひきこもり	ひきこもり地域支援センター	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	TEL:06-6697-2890
こども・青少年	大阪府東大阪子ども家庭センター	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	TEL:06-6721-1966
	すこやか教育相談24	24時間	TEL:0120-078-310
	すこやかホットライン (子ども専用)	E-mail:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～17:30	TEL:06-6607-7361
	さわやかホットライン (保護者専用)	E-mail:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～17:30	TEL:06-6607-7362
	しなやかホットライン (教職員専用)	E-mail:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～17:30	TEL:06-6607-7363
	子ども家庭相談室 【公益社団法人子ども情報研究センター】	月・火・木曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～20:00	TEL:0120-928-704 (子ども) TEL:06-4394-8754 (おとな)
	チャイルドライン (18歳までの子ども専用) 【チャイルドライン支援センター】	月～土曜日 16:00～21:00	TEL:0120-997-777
	子どもの悩み相談フリーダイヤル (子ども専用)	24時間	TEL:0120-728-525
高齢者	大阪後見支援センター 【あいあいねっと】	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00	TEL:06-6191-9500

	実施機関名・相談窓口名	相談時間等	連絡先
医療相談	大阪府医療相談コーナー	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00 13:00～17:30	TEL:06-6941-0351
	おおさか精神科救急ダイヤル	月～金曜日 17:00～翌9:00 土・日・祝・年末年始 9:00～翌9:00	TEL:0570-01-5000
法律	大阪弁護士会 総合法律相談センター	《予約》月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 10:00～15:30 《相談》月～金曜日 10:15～16:00 土曜日 10:15～16:00	TEL:06-6364-1248
	日本司法支援センター 【法テラス大阪】	月～土曜日（祝日除く） 10:15～12:00 13:00～16:00	予約電話 (平日9:00～17:00) TEL:0570-078-329
	自死遺族支援弁護士団	水曜日（祝日除く） 12:00～15:00	TEL:050-5526-1044
犯罪被害者支援	認定NPO法人大阪被害者支援 アドボカシーセンター	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00	TEL:06-6774-6365
	被害者ホットライン 【大阪地方検察庁】	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00	TEL:06-4796-2250 FAX:06-4796-2242
	犯罪被害者支援ダイヤル 【法テラス大阪】	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～21:00 土曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00	TEL:0120-079-714
難病	藤井寺保健所	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:45	TEL:072-955-4181
	大阪難病医療情報センター	月・水・金曜日 10:00～16:00 (来所の場合は事前に電話予約が必要)	TEL:06-6694-8816
	大阪難病相談支援センター	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:30	TEL:06-6926-4553 FAX:06-6926-4554



柏原市の相談窓口

令和6年2月末現在

相談名	相談内容	相談時間等	場所	予約	連絡先
法律相談	離婚・相続・労働など、法律全般に関する相談	毎水曜日 13:00～16:00	市役所本館4階	要	TEL:072-972-1501
行政相談	国・府の仕事への要望など	第3木曜日 13:00～15:00	市役所本館4階	要	TEL:072-972-1500
行政書士相談 【大阪府行政書士会 東大阪支部】	遺言・許認可申請・行政書士の職域内の法律に関する相談	第3水曜日 13:00～16:00 (受付は15:00まで)	市役所本館1階 相談室	不要	TEL:06-6809-3848
社会保険労務士相談 【大阪府社会保険労務士会】	年金や労働条件などに関する相談	第2水曜日 13:00～16:00	市役所本館1階 相談室	不要	TEL:06-6768-0729
司法書士相談 【大阪司法書士会 河内支部】	登記・成年後見・多重債務・司法書士の職域内の法律に関する相談	第4水曜日 13:00～16:00	市役所本館3階 相談室	不要	TEL:072-940-1820
司法書士相談 (年1回)	登記・成年後見・多重債務・司法書士の職域内の法律に関する相談	10月の第3木曜日 13:00～15:00	市役所本館4階	不要	TEL:072-972-1500
不動産相談 (年1回)	不動産の価格や利用に関する相談	10月の第3木曜日 13:00～15:00	市役所本館4階	不要	TEL:072-972-1500
年金相談 (年1回)	年金の手続きや受給に関する相談	10月の第3木曜日 13:00～15:00	市役所本館4階	不要	TEL:072-972-1500
国民年金に関する受付・相談	国民年金の届出、申請等の受付、相談	平日8:45～17:15	市役所本館1階 窓口7番	不要	TEL:072-972-1708
消費生活相談	消費生活上における問題を解決するための助言及び交渉	月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始除く) 10:30～16:00	市役所本館3階	要	TEL:072-972-1554
就労困難者のための相談	就労でお困りの方の支援や相談等	月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:00	地域就労支援センター (柏原市立勤労者センター内)	要	《35歳以上》 TEL:072-972-5573 《35歳未満》 TEL:072-972-5586
税理士による税務相談 【近畿税理士会】	市税以外の税に関する相談全般	第2水曜日 13:00～16:00	市役所本館2階 相談室3	要	TEL:072-991-5000
市税納税相談	市税の納税に関する相談全般	平日8:45～17:15	市役所本館2階 窓口27番	不要	TEL:072-972-1536 TEL:072-972-1537
人権いろいろ相談	日常生活において生じる人権問題に関する相談	平日9:00～17:00	フローラルセンター	不要	TEL:072-972-6100

相談名	相談内容	相談時間等	場所	予約	連絡先
人権擁護委員による相談	いじめ・体罰や様々な差別に関する人権侵犯の疑いのある問題に関する相談	第2・第4木曜日 14:00～16:00	フローラルセンター	不要	TEL:072-972-1544
女性のための相談	自分や子育て、夫や職場のこと等の疑問や悩みに関する相談	第1・第3月曜日 10:00～15:00	フローラルセンター 電話相談可	要	TEL:072-972-1544
女性・子ども電話相談	夫婦間・恋人間の暴力や職場におけるセクシャル・ハラスメント等に関する相談	平日9:00～17:00	フローラルセンター	不要	TEL:072-972-0110
男性のための電話相談	男性の悩みに関する相談	平日9:00～17:00	フローラルセンター	不要	TEL:072-972-1544
高齢者に関する相談	高齢者に関する総合相談(在宅福祉サービス、虐待、権利擁護など)	平日9:00～17:00	市役所本館1階 高齢介護課8番窓口	不要	〈市役所〉 TEL:072-972-1570 〈いきいき〉 TEL:072-970-3100 ※24時間電話対応可
認知症相談	認知症や認知症疑いの方に関する相談	平日9:00～17:00	高齢者いきいき元気センター(オアシス3階)		
介護保険の利用に関する相談	介護保険の利用に関する相談(要介護認定申請、サービスなど)	平日9:00～17:00	市役所本館1階 高齢介護課9番窓口 高齢者いきいき元気センター(オアシス3階)	不要	〈市役所〉 TEL:072-972-1571 〈いきいき〉 TEL:072-970-3100 ※24時間電話対応可
福祉全般の相談	福祉全般に関する相談	平日9:00～17:00	社会福祉協議会	不要	TEL:072-972-6786 FAX:072-970-3200
障害者就労相談	障害者の就労に関する相談	第4金曜日 (時間は予約時に調整)	自立支援センター	要	TEL:072-940-1215
		平日9:00～17:00	障害者就業・生活支援センター		
生活困窮者相談	生活困窮者の自立に向けた相談・支援	平日9:00～17:00	市役所本館1階	不要	TEL:072-972-1507
障害者相談	障害に係る相談全般	平日9:00～17:15	自立支援センター	不要	TEL:072-971-2039 FAX:072-971-6801
ピアカウンセリング	身体障害当事者(視覚障害)による相談	第2木曜日 10:00～17:00	自立支援センター	要	TEL:072-971-2039 FAX:072-971-6801

相談名	相談内容	相談時間等	場所	予約	連絡先
障害者相談員の相談	障害に関する相談	—	市役所 障害福祉課	—	〈視覚〉 TEL: 072-971-7052 〈聴覚〉 FAX: 072-978-6324 〈知的〉 TEL: 072-975-2200 〈精神〉 TEL: 072-972-1508
知的障害者相談	知的障害に係る相談	月～金曜日 9:00～18:00	地域生活支援センター さんねっと	不要	TEL: 072-978-1880
障害児相談	障害児に係る相談	火～土曜日 10:30～18:30	なにわの里 地域相談・連携室	不要	TEL: 072-978-2202
精神障害者相談	精神障害に係る相談	月～水・金・土曜日 (祝日除く) 9:00～17:00	地域生活支援センター かしわら「くまのいえ」	不要	TEL: 072-978-6073
障害者虐待相談	障害者への虐待及び権利擁護に関する相談	24時間対応	自立支援センター	不要	TEL: 072-971-2039
ボランティア相談会	ボランティア全般に関する相談	第2金曜日 13:30～15:30	オアシス3階	不要	TEL: 072-972-6760 FAX: 072-970-3200
健康相談	健康についての相談全般、血圧測定、個別相談	第2・第4金曜日 13:30～15:00	市役所本館2階 窓口21番	不要	
こころとからだの健康相談	うつ、心身の不調についての相談	平日9:00～17:00	市役所本館2階 窓口21番	不要	TEL: 072-920-7381
心理士によるこころの相談	個別相談	2か月に1回	市役所本館2階 窓口21番	要	
栄養相談	栄養に関する相談	予約時に調整 (予約は随時)	保健センター	要	TEL: 072-973-5516
家庭児童相談	18歳までの全ての子どもとその家庭のさまざまな悩みや困りごと、児童虐待などに関する相談	平日8:45～17:15	市役所本館2階 こども家庭安心課	不要	TEL: 072-943-4811

相談名	相談内容	相談時間等	場所	予約	連絡先
子育て相談	保健師等による妊娠・出産・子育ての個別相談	平日8:45～17:15	子育て世代包括支援センター(オアシス1階)	不要	TEL:072-973-5516
	保育士による個別相談	平日9:00～17:00	スキップKIDS(オアシス2階)	不要	TEL:072-973-5130
	保育士による個別相談	平日9:30～14:30	ハーモニー	要	TEL:080-3529-8297
	保育士による個別相談	平日9:00～17:00	ほっとステーション(アゼリア柏原5階)	不要	TEL:072-971-2020
	保育士による個別相談	平日9:00～17:00	たまたばこ	不要	TEL:072-977-7030
	発達相談	第4水曜日 10:30～11:30	ドレミファごんちゃん(安明寺ビハラの家)	不要	TEL:072-970-3900
	母性相談	第4木曜日 10:30～11:30			
ひとり親家庭相談	離婚前後相談 就労・スキルアップ等の自立支援相談	平日9:00～17:15	市役所本館2階 窓口23番 子育て支援課	要	TEL:072-972-1563
進路選択支援事業	進路等に関する相談	平日9:00～17:00	教育研究所	不要	TEL:072-970-3123
教育相談	主に市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者等からの教育相談	平日9:00～17:00	教育研究所	不要	TEL:072-970-3123
教育カウンセラーによる相談	市内小中学校に在籍する児童生徒及び保護者を対象としたカウンセリング	予約時に調整	教育研究所	要	
いじめ110番	いじめに関する相談	平日9:00～16:30	教育研究所	不要	TEL:0120-79-0110
水道料金等納付相談	水道料金等の納付に関する相談	毎日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	玉手浄水場	不要	TEL:072-978-6674
納付相談	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付相談	平日8:45～17:15	市役所本館1階 窓口7番	不要	〈国民健康保険〉 TEL:072-972-1506 〈後期高齢者医療保険〉 TEL:072-972-1580

第2期柏原市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柏原市の実現を目指して～

発行年月 令和6年（2024年）3月

柏原市健康部健康づくり課

住所：〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

電話：072-920-7381

FAX：072-920-7036

E-Mail：kenkofukushi@city.kashiwara.lg.jp

